

令和5年度版

(令和4年度実績)

すぎなみの国保



令和5年11月

杉並区保健福祉部国保年金課

目 次

1. 事務機構	
(1) 事務分掌	1
(2) 係別職員数の状況	3
2. 運営協議会	
(1) 運営協議会	4
(2) 開催状況	4
(3) 委員名簿	5
3. 被保険者	
(1) 被保険者加入状況	6
(2) 年度平均被保険者数	7
(3) 年齢階層別被保険者	8
(4) 年齢階層別人口分布図	9
(5) 資格取得状況	10
(6) 資格喪失状況	10
(7) 外国人国民健康保険加入状況	11
(8) 高齢受給者証	12
4. 保険給付	
(1) 療養給付費	13
(2) 療養費	15
(3) 移送費	16
(4) 高額療養費	17
(5) 高額介護合算療養費	19
(6) 出産育児一時金	20
(7) 葬祭費	20
(8) 結核・精神医療給付金	21
(9) 傷病手当金	21
(10) 不当利得収納状況	22
(11) 損害賠償請求返還状況	22
(12) 一部負担金減免の状況	23
(13) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況	23
(14) 保険給付の適正化	24
5. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度	
(1) 高額療養費資金貸付	26
(2) 出産費資金貸付	26
(3) 基金	26

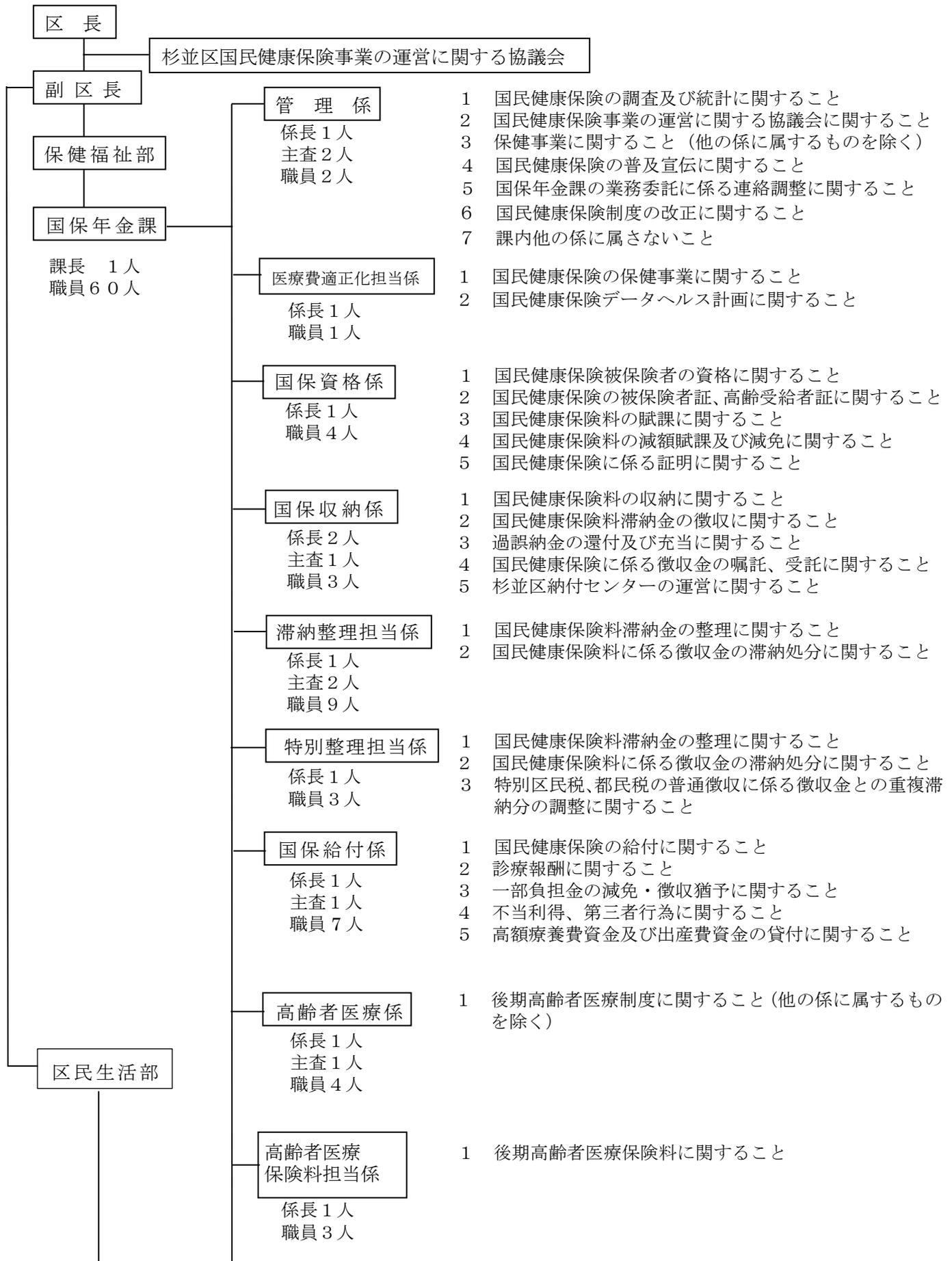
6. 保険料	
(1) 保険料率等年度別の推移	27
(2) 保険料収納状況	28
(3) 保険料収納率の推移	29
(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)	30
(5) 保険料(現年分)負担額状況	31
(6) 保険料(均等割額)減額賦課状況	31
(7) 未就学児に係る均等割保険料軽減	31
(8) 保険料一般減免状況	31
(9) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免状況	31
7. 国保財政	
(1) 令和4年度決算収支状況	32
(2) 国保財政状況	34
(3) 1世帯当り費目別状況	35
(4) 被保険者1人当り費目別状況	36
令和4年度国民健康保険事業会計の概要	37
8. 保健事業	
(1) 特定健康診査・特定保健指導	38
(2) 特定健康診査受診勧奨、特定保健指導利用勧奨	38
(3) 医療機関受診勧奨	38
(4) 糖尿病腎症等重症化予防プログラム事業	39
(5) 適正な受診・服薬の促進	39
(6) 生活習慣病早期介入事業	39
(7) 生活習慣病予防イベント	39
(8) すぎこく健康チャレンジ事業	39
(9) 提携保養施設	40
(10) 温泉センター割引利用券の配布	40
(11) 医療費通知	40
9. 趣旨普及	
(1) 国保だより	41
(2) パンフレット	41
(3) ポスター	41
(4) 事業概要(すぎなみの国保)	41
10. 国保年金課業務の外部委託の概要	42
11. 国保のあゆみ(平成12年以降)	43

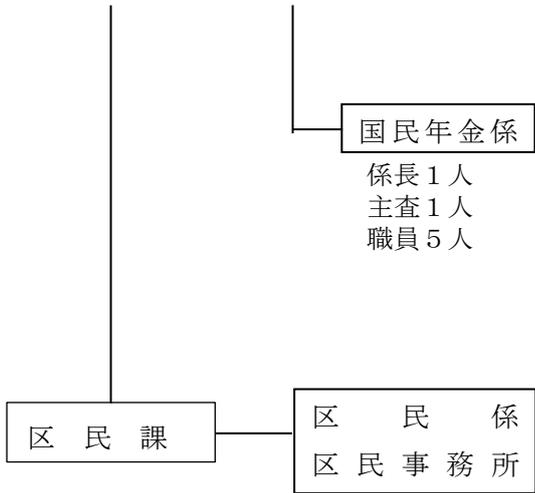
*参考資料 令和4年度事業年報

1. 事務機構

(1) 事務分掌

(令和5年4月1日)





国民年金係

係長1人
主査1人
職員5人

- 1 国民年金被保険者の資格に関する事
- 2 国民年金保険料の免除等に関する事
- 3 国民年金の給付に関する事
- 4 福祉年金に関する事
- 5 年金生活者支援給付金に関する事
- 6 特別障害給付金に関する事

区民係
区民事務所

- 1 国民健康保険被保険者の資格の取得、喪失に関する事
- 2 国民健康保険被保険者証に関する事
- 3 出産育児一時金、葬祭費等の支給に関する事
- 4 国民健康保険料の収納に関する事

(2) 係別職員数の状況

	管理係	運営調整担当係長	医療費適正化担当係長	国保資格係	国保収納係	滞納整理担当係長	特別整理担当係長	国保給付係	高齢者医療係	後期高齢者医療準備担当係長	高齢者医療保険料担当係長	高齢者保健事業調整担当係長	国民年金係	計
昭59.7.1	7			22	26	6		14						75
平 1.4.1	6			21	25	7		16						75
6.4.1	6			21	29	3		18						77
12.4.1	5			20	28	3		16						72
13.4.1	5			21	30	3		16						75
14.4.1	6			20	31	3		16						76
15.4.1	6			20	24	6	1	17	18					92
16.4.1	6			20	25	5	1	17	18					92
17.4.1	6			20	25	5	1	17	18				17	109
18.4.1	6			20	25	5	1	15	18				18	108
19.4.1	9		1	21	28	2	1	15	15	2			16	110
20.4.1	7		1	21	25	2	1	15	19				17	108
21.4.1	7		1	19	25	2	1	15	18				16	104
22.4.1	7		1	19	26	2	1	17	17				16	106
23.4.1	7		1	20	24	2	1	16	17				16	104
24.4.1	7		1	19	24	2	1	16	16				16	102
25.4.1	7		1	19	24	2	1	16	16				15	101
26.4.1	7		1	19	23	2	1	15	16		1		15	100
27.4.1	7		1	19	23	2	1	15	16		1		15	100
28.4.1	7	1	1	19	23	2	1	15	16		1		15	101
29.4.1	6	1	1	5	16	2	1	15	15		1		15	78
30.4.1	6	1	1	5	17	2	1	9	9		1		6	58
31.4.1	6		1	6	17	2	1	8	9		1		4	55
令 2.4.1	6		1	6	17	2	1	8	9		1	1	4	56
3.4.1	6		1	6	18	2	1	8	9		1		6	58
4.4.1	7		1	5	19	2	1	8	8		1		7	59
5.4.1	7		1	5	20	1	1	9	9		1		7	61

※課長は管理係に含む

2. 運営協議会

(1) 運営協議会

杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議します。

審議事項

- ア 国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
- イ 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ウ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- エ 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

委員構成(定員20名)

- ア 被保険者を代表する委員 6人
- イ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- ウ 公益を代表する委員 6人
- エ 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(2) 開催状況

令和4年度

第 1 回	R4. 4. 11	1	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R5. 2. 27	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

令和3年度

第 1 回	R3. 4. 28	1	新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入の下がった被保険者等に対する国民健康保険料の減免について(諮問)
第 2 回	R4. 2. 21	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

令和2年度

第 1 回	R2. 5. 18	1	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R2. 11. 11	1	延滞金の取り扱いに関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 3 回	R3. 2. 19	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

令和元年度

第 1 回	R2. 2. 26	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
第 2 回	R2. 3. 24	1	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について(諮問)

平成30年度

第 1 回	H30. 11. 13	1	平成30年度国民健康保険事業の状況について(報告)
		2	平成30年第2回区議会定例会に提出された「議員提出議案第2号杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例」について(報告)
第 2 回	H31. 2. 21	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

平成29年度

第 1 回	H29. 10. 23	1	平成30年度国民健康保険制度改革について(報告)
第 2 回	H30. 2. 21	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

平成28年度

第 1 回	H29. 1. 31	1	国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
-------	------------	---	------------------------

(3) 委員名簿

(令和5年3月31日現在)

代 表	氏 名	備 考
被保険者を 代表する委員	中田 良一	杉並区国民健康保険被保険者
	安藤 和博	杉並区国民健康保険被保険者
	石黒 晴一	杉並区国民健康保険被保険者
	大久保 久美子	杉並区国民健康保険被保険者
	野積 優	杉並区国民健康保険被保険者
	村本 紀子	杉並区国民健康保険被保険者
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	稲葉 貴子	医師会会長
	継 仁	医師会副会長
	水嶋 淳一	医師会理事
	山内 豪之	歯科医師会会長
	佐々木 高彦	歯科医師会副会長
	匂坂 光秀	薬剤師会会長
公益を 代表する委員	大槻 城一	区議会議員（区議会保健福祉委員会委員長）
	新城 せつこ	区議会議員（区議会保健福祉委員会副委員長）
	市村 敦子	杉並区町会連合会常任理事
	庄司 玉緒	杉並区商店会連合会副会長
	手島 広士	杉並区社会福祉協議会常務理事
	玉村 恭男	杉並区民生委員児童委員協議会会長
被用者保険等 保険者を 代表する委員	長澤 猛	電子回路健康保険組合常務理事
	小泉 景一	立正佼成会健康保険組合常務理事

3. 被保険者

(1) 被保険者加入状況

区人口			被保険者数等					国保加入率	
年月日	世帯数	人員	加入世帯数	被保険者総数	一般被保険者	退職被保険者等	老人保健医療対象者	世帯	人員
	世帯	人	世帯	人	人	人	人		
34. 12. 1	128,197	464,092	35,048	99,441	99,441	-	-	27.34%	21.43%
35. 4. 1	131,876	471,777	35,723	99,596	99,596	-	-	27.09%	21.11%
40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%
45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%
50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%
27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%
28. 4. 1	311,632	555,897	100,516	140,902	138,765	2,137	-	32.25%	25.35%
29. 4. 1	316,152	562,065	97,411	134,604	133,397	1,207	-	30.81%	23.95%
30. 4. 1	319,995	566,551	94,685	128,936	128,422	514	-	29.59%	22.76%
31. 4. 1	324,066	571,512	92,803	124,909	124,805	104	-	28.64%	21.86%
2. 4. 1	327,480	576,093	90,309	120,679	120,679	0	-	27.58%	20.95%
3. 4. 1	326,249	573,375	88,456	117,535	117,535	0	-	27.11%	20.50%
4. 4. 1	325,481	570,925	85,881	113,141	113,141	0	-	26.39%	19.82%
5. 4. 1	328,310	572,468	84,310	109,644	109,644	0	-	25.68%	19.15%

注1 区人口は外国人住民を含む。

注2 老人保健医療対象者は平成20年4月後期高齢者医療制度へ移行。

(2) 年度平均被保険者数

年 度	世帯数	被 保 険 者 総 数 A	一 般 被 保 険 者 B	退 職 被 保 険 者 等 C	老 健 医 療 対 象 者 D	左の構成割合		
						B / A	C / A	D / A
	世帯	人	人	人	人			
35	37,002	101,244	101,244	—	—	100.00%	—	—
40	42,781	108,787	108,787	—	—	100.00%	—	—
45	57,321	132,886	132,886	—	—	100.00%	—	—
50	68,649	153,399	153,399	—	—	100.00%	—	—
55	76,032	157,927	157,927	—	—	100.00%	—	—
60	83,858	159,942	126,624	10,076	23,242	79.17%	6.30%	14.53%
2	92,527	160,726	119,446	12,079	29,201	74.32%	7.51%	18.17%
7	102,494	170,208	120,541	12,825	36,842	70.82%	7.53%	21.65%
12	120,850	189,239	127,297	14,374	47,568	67.27%	7.60%	25.14%
17	133,128	203,602	136,299	21,310	46,090	66.94%	10.47%	22.64%
22	106,536	155,054	150,420	4,634	—	97.01%	2.99%	—
27	101,636	143,230	140,701	2,529	—	98.23%	1.77%	—
28	99,470	138,294	136,649	1,645	—	98.81%	1.19%	—
29	96,340	131,930	131,112	818	—	99.38%	0.62%	—
30	94,246	127,424	127,132	292	—	99.77%	0.23%	—
元	91,847	122,955	122,909	46	—	99.96%	0.04%	—
2	89,713	119,546	119,546	0	—	100.00%	0.00%	—
3	87,369	115,649	115,649	0	—	100.00%	0.00%	—
4	85,791	112,185	112,185	0	—	100.00%	0.00%	—

注1 端数処理の関係で、AとB・C・Dの合計が一致しない場合がある。

注2 老人保健医療対象者は平成20年4月後期高齢者医療制度へ移行。

(3) 年齢階層別被保険者

(令和5年4月1日現在)

区分 年齢	区人口			被保険者内訳				
	男	女	計	男	女	計	構成比	加入率
	人	人	人	人	人	人		
0～4	10,067	9,654	19,721	790	758	1,548	1.41%	7.85%
5～9	10,631	10,202	20,833	889	829	1,718	1.57%	8.25%
10～14	10,047	9,581	19,628	978	894	1,872	1.71%	9.54%
15～19	9,912	9,688	19,600	1,239	1,245	2,484	2.27%	12.67%
20～24	16,817	17,870	34,687	3,457	3,510	6,967	6.35%	20.09%
25～29	22,720	24,498	47,218	4,065	4,060	8,125	7.41%	17.21%
30～34	21,054	21,651	42,705	3,569	3,154	6,723	6.13%	15.74%
35～39	21,646	21,654	43,300	3,898	3,263	7,161	6.53%	16.54%
40～44	22,040	21,841	43,881	3,979	3,237	7,216	6.58%	16.44%
45～49	22,612	23,287	45,899	4,164	3,595	7,759	7.08%	16.90%
50～54	22,064	23,361	45,425	4,474	4,091	8,565	7.81%	18.86%
55～59	19,428	19,309	38,737	4,143	4,111	8,254	7.53%	21.31%
60～64	15,279	15,481	30,760	3,964	5,026	8,990	8.20%	29.23%
65～69	12,283	13,052	25,335	5,348	7,492	12,840	11.71%	50.68%
70～74	12,830	14,632	27,462	8,052	11,350	19,402	17.70%	70.65%
75～79	10,585	13,457	24,042	8	12	20	0.02%	0.08%
80～84	7,372	11,261	18,633	0	0	0	0.00%	0.00%
85～89	4,811	9,184	13,995	0	0	0	0.00%	0.00%
90～94	2,214	5,510	7,724	0	0	0	0.00%	0.00%
95以上	538	2,345	2,883	0	0	0	0.00%	0.00%
合計	274,950	297,518	572,468	53,017	56,627	109,644	100.00%	19.15%
60以上	65,912	84,922	150,834	17,372	23,880	41,252	37.62%	27.35%
65以上	50,633	69,441	120,074	13,408	18,854	32,262	29.42%	26.87%
70以上	38,350	56,389	94,739	8,060	11,362	19,422	17.71%	20.50%

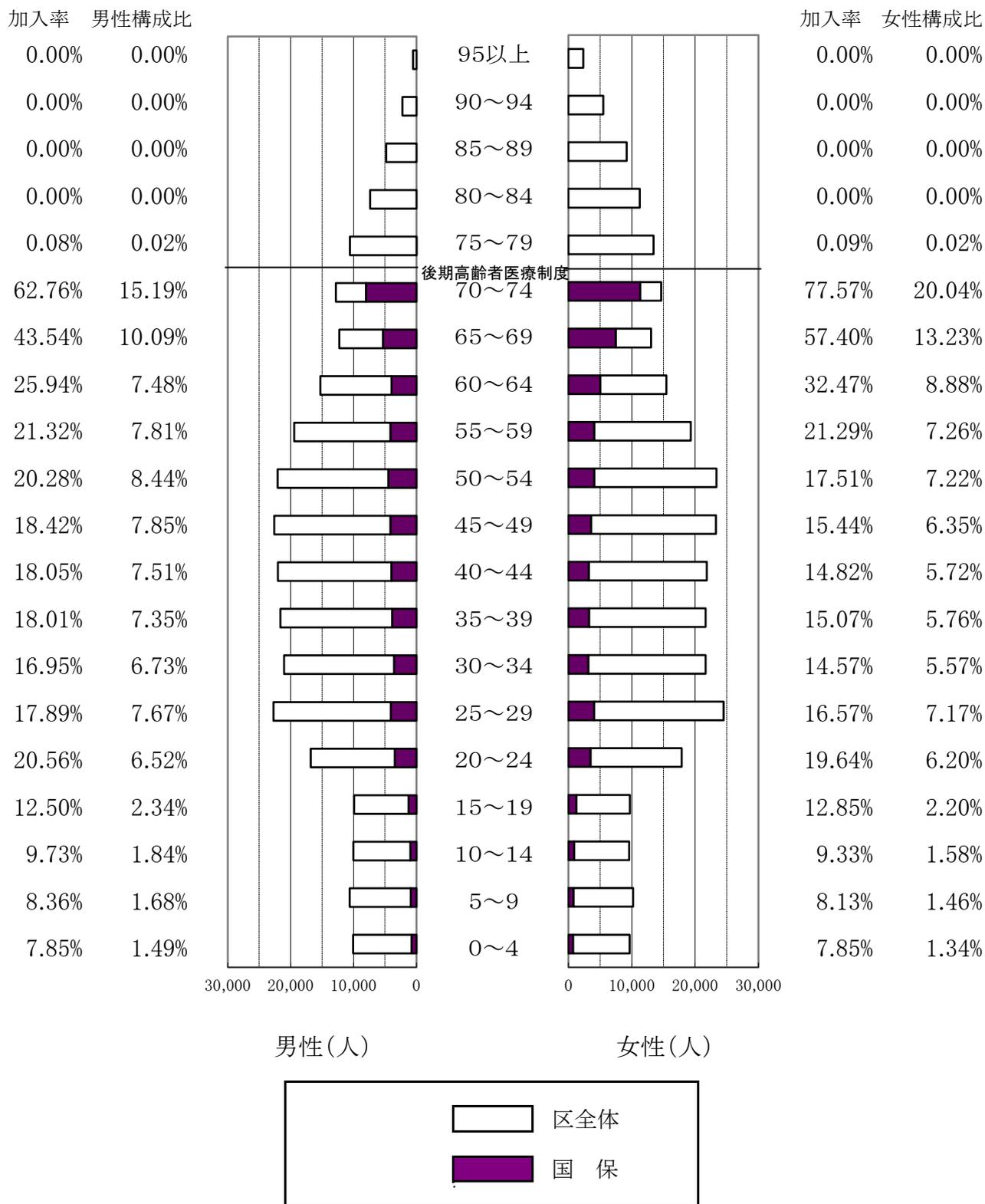
注1 75～79までの人数は4月1日及び4月2日に75歳の誕生日を迎えた者を含む。

注2 区人口は外国人住民を含む。

(4) 年齢階層別人口分布図

(令和5年4月1日現在)

杉並区全体と国民健康保険被保険者の年齢階層別人口分布比較



(5) 資格取得状況

年 度	転入		組回国保から		社会保険から		生活保護から		出生		その他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
30	12,015	14,705	398	709	13,547	21,898	140	208	-	458	1,679	1,621	27,779	39,599
元	11,226	13,502	417	852	13,689	21,794	159	245	-	431	1,666	1,739	27,157	38,563
2	-	10,492	-	741	-	21,203	-	150	-	368	-	730	24,955	33,684
3	-	8,540	-	427	-	16,346	-	118	-	332	-	368	21,343	26,131
4	-	12,263	-	361	-	16,353	-	127	-	321	-	389	24,595	29,814

※令和3年1月に移行したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できないため、令和2年度から「計」のみを計上。

参考(年度平均)

年度	全世帯数	全被保険者数
30	94,246	127,424
元	91,847	122,955
2	89,713	119,546
3	87,369	115,649
4	85,791	112,185

(6) 資格喪失状況

年 度	転出		組回国保へ		社会保険へ		生活保護へ		死亡		その他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
30	9,287	12,221	594	1,158	14,389	23,663	359	477	363	634	4,669	5,473	29,661	43,626
元	9,342	12,175	642	1,166	14,485	23,220	370	488	355	603	4,457	5,141	29,651	42,793
2	-	11,407	-	998	-	18,975	-	445	-	636	-	4,438	26,875	36,899
3	-	9,414	-	628	-	14,478	-	407	-	586	-	5,013	23,918	30,526
4	-	9,569	-	815	-	15,393	-	457	-	618	-	6,459	26,166	33,311

※令和3年1月に移行したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できないため、令和2年度から「計」のみを計上。

資格得喪合計	異動率	
	世帯	人員
世帯	57,440	60.95%
人員	83,225	65.31%
世帯	56,808	61.85%
人員	81,356	66.17%
世帯	51,830	57.77%
人員	70,583	59.04%
世帯	45,261	51.80%
人員	56,657	48.99%
世帯	50,761	59.17%
人員	63,125	56.27%

(7) 外国人国民健康保険加入状況

(令和5年4月1日現在)

国 籍 名	外国人住民 (人)	被保険者 (人)	加 入 割 合	構 成 比
中 国	5,702	3,210	56.30%	37.53%
ネ パ ー ル	2,143	1,337	62.39%	15.63%
韓 国	2,434	921	37.84%	10.77%
ベ ト ナ ム	1,174	646	55.03%	7.55%
米 国	917	458	49.95%	5.35%
台 湾	832	297	35.70%	3.47%
フ ィ リ ピ ン	524	166	31.68%	1.94%
フ ラ ン ス	299	144	48.16%	1.68%
ミ ャ ン マ ー	321	125	38.94%	1.46%
英 国	316	113	35.76%	1.32%
タ イ	224	111	49.55%	1.30%
ド イ ツ	124	70	56.45%	0.82%
オ ー ス ト ラ リ ア	147	68	46.26%	0.80%
イ ン ド	128	58	45.31%	0.68%
イ タ リ ア	121	53	43.80%	0.62%
イ ン ド ネ シ ア	238	51	21.43%	0.60%
カ ナ ダ	162	49	30.25%	0.57%
ロ シ ア	106	49	46.23%	0.57%
ウ ズ ベ キ ス タ ン	54	41	75.93%	0.48%
モ ン ゴ ル	67	39	58.21%	0.46%
ブ ラ ジ ル	100	36	36.00%	0.42%
ス リ ラ ン カ	56	35	62.50%	0.41%
マ レ ー シ ア	84	32	38.10%	0.37%
ス ペ イ ン	68	31	45.59%	0.36%
ト ル コ	56	28	50.00%	0.33%
バ ン グ ラ デ シ ュ	48	25	52.08%	0.29%
朝 鮮	102	21	20.59%	0.25%
メ キ シ コ	42	18	42.86%	0.21%
ペ ル ー	43	17	39.53%	0.20%
シ ン ガ ポ ー ル	49	14	28.57%	0.16%
無 国 籍	8	6	75.00%	0.07%
そ の 他 の 国	612	284	46.41%	3.33%
合 計	17,301	8,553	49.44%	100.00%

* 医療保険の社会保障協定国・・・アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルク

* 平成29年度からは中国、台湾、韓国、朝鮮それぞれのデータを掲載する。(平成28年度までは中国は台湾を含んだもの、韓国及び朝鮮は合算していた。)

(8) 高齢受給者証

70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月1日）から後期高齢者医療制度に該当するまでの方に、「高齢受給者証」を交付しています。医療機関受診の際は、被保険者証とあわせて提示していただきます。

負担割合は、同一世帯内の70歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、前年度所得を基に2割又は3割を判定します。

毎年、8月1日に更新し、負担割合も再判定します。

高齢受給者証交付状況（令和5年4月1日）

一般	一定以上所得者	合計
2割負担	3割負担	
15,785人	3,356人	19,141人

注 昭和19年4月1日以前生まれの被保険者の特例措置(1割負担)は、すべて後期高齢者医療制度へ移行したため終了。

4. 保険給付

(1) 療養給付費

① 療養の給付

ア 範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他の治療
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・保険外併用療養費

保険医療機関での、評価療養（高度医療技術を用いた等の療養であり、厚生労働大臣が定めるもの）又は選定療養（特別な病室の提供、その他厚生労働大臣が定める療養）のうち、基礎的な診療部分について支給します。

イ 一部負担金の割合

- ・義務教育就学前：2割
- ・70歳未満（義務教育就学前を除く）：3割
- ・70歳以上：2割
（所得により3割。また、2割と判定された方の内、昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割）

ウ 療養の給付の方法

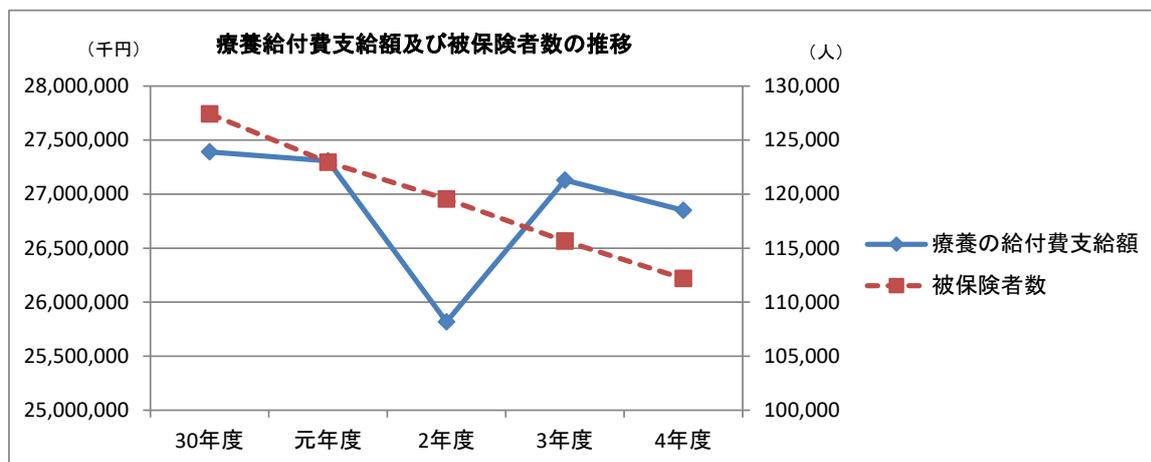
被保険者は保険医療機関等に被保険者証を提示し、診療を受け、一部負担金を支払います。保険者は医療費の総額から一部負担金を除いたものを、療養給付費として保険医療機関等に支払います。

療養給付費支給状況

年度	件数	支給額	前年比
	件	円	%
30	1,948,085	27,390,448,336	98
元	1,892,301	27,307,188,225	100
2	1,657,295	25,817,679,897	95
3	1,767,463	27,130,713,899	105
4	1,766,699	26,850,866,037	99

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時の食事に要した費用のうち、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を、入院時食事療養費として支給します。同様に特定長期入院被保険者(療養病床への入院等により、療養の給付を受ける65歳以上の者)に生活療養費に要した費用について入院時生活療養費を支給します。所得や年齢、入院日数により標準負担額の減額制度があります。

入院時食事療養費の状況

年度	件数	日数	費用額	支給額
	件	日	円	円
30	20,193	785,600	517,306,259	256,150,212
元	19,528	769,470	507,993,843	252,127,754
2	17,753	728,035	481,420,828	236,634,813
3	17,898	700,299	463,369,120	227,272,457
4	17,092	659,639	436,167,612	218,622,764

(事業年報)

③ 入院時食事療養費標準負担額差額支給

住民税非課税世帯の方が入院し、やむを得ない理由で減額認定の申請が遅れた場合、後日差額を現金給付します。

入院時食事療養費標準負担額差額支給状況

年度	件数	支給額
	件	円
30	7	15,800
元	7	12,950
2	13	66,850
3	29	72,300
4	14	51,300

※退職者医療制度該当分を含む

(2) 療養費

① 範囲

- ・骨折やねんざなどで接骨院の施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断により、はり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断により、補装具を作った場合
- ・やむを得ない理由で被保険者証が提示できない場合や、国保を扱っていない医療機関で診療を受けた場合
- ・海外療養費（旅行や出張などで急な病気や負傷のため海外で診療を受けた場合）

② 給付割合

療養の給付に準じる

③ 給付方法

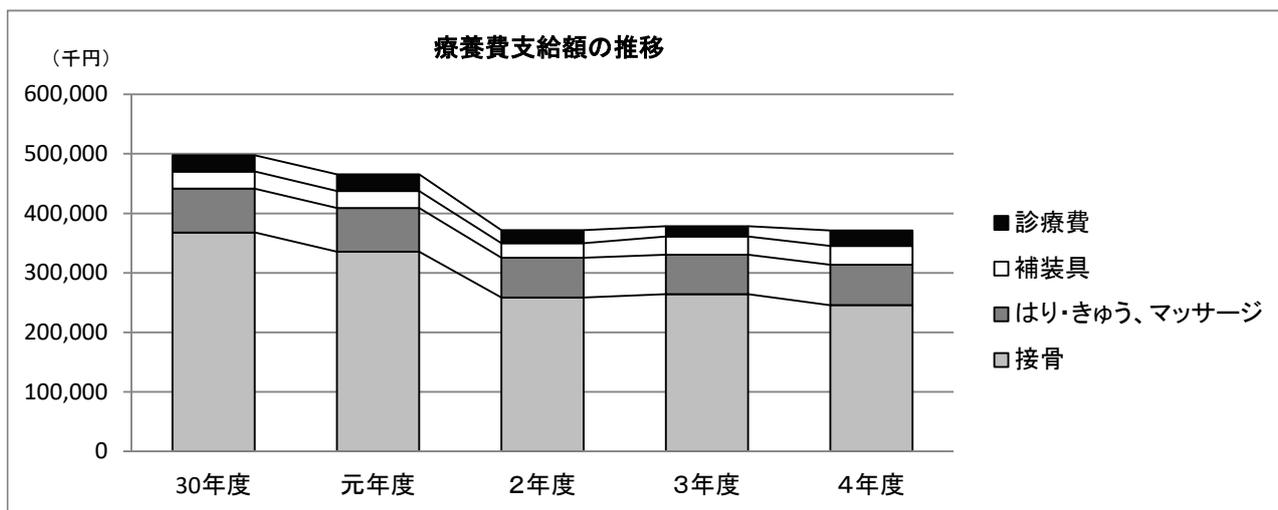
世帯主の申請に基づき、現金給付する

療養費支給状況

年度	接 骨		はり・きゅう、マッサージ		補 装 具		診 療 費		合 計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
30	66,311	367,884,472	4,418	73,485,910	1,044	29,001,420	1,997	27,194,051	73,770	497,565,853
元	61,678	335,355,262	4,574	73,717,564	1,012	28,261,287	2,336	28,175,047	69,600	465,509,160
2	47,319	258,468,128	4,291	66,736,145	784	24,488,498	2,203	22,133,515	54,597	371,826,286
3	49,826	264,229,103	4,167	66,195,100	1,003	30,719,897	1,766	17,057,054	56,762	378,201,154
4	47,938	245,510,331	4,276	68,038,651	994	31,637,620	1,974	25,977,665	55,182	371,164,267

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



(3) 移送費

① 範囲

緊急かつやむを得ない理由で医師の指示により入院や転院などをするために自動車等を使用し、被保険者がその費用を負担した場合

② 給付する額

被保険者が負担をした額の内、保険適用が認められた部分

③ 給付方法

世帯主の申請に基づき、現金給付する

移送費支給状況

年度	件数	支給額
30	0	0
元	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0

(決算数値)

※退職者医療制度該当分を含む

(4) 高額療養費

世帯の国保加入者が、同じ月に医療機関等で支払った一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。ただし、70歳未満の方の場合には、1つの医療機関等での一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が、21,000円以上のものが、高額療養費の計算対象となります。

① 70歳未満の方の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

○平成27年1月診療分以降

区 分	自己負担限度額
旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%〔140,100円〕
旧ただし書所得600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%〔93,000円〕
旧ただし書所得210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%〔44,400円〕
旧ただし書所得210万円以下	57,600円〔44,400円〕
住民税非課税世帯	35,400円〔24,600円〕

※旧ただし書所得(賦課標準額)・・・世帯の国保加入者の、総所得金額等から住民税基礎控除額を差し引いた額の合計

※住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方は、旧ただし書所得901万円超の区分となります。

② 高齢受給者証対象者の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

○平成30年8月診療分以降

区 分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%〔140,100円〕	
現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%〔93,000円〕	
現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%〔44,400円〕	
一 般	18,000円	57,600円〔44,400円〕
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円
	低所得Ⅰ	15,000円

※一定以上所得、現役並み所得Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・・・課税所得が145万円以上の方がいる世帯。

ただし、申告により一般の限度額となる場合があります。

※一般の外来(個人単位)については、年間(8月から翌年7月の診療分)で144,000円の限度額が設けられました。

※低所得Ⅱ・・・世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯の方。

※低所得Ⅰ・・・世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯で、各人の公的年金収入が80万円以下で、かつその他の所得がない方。

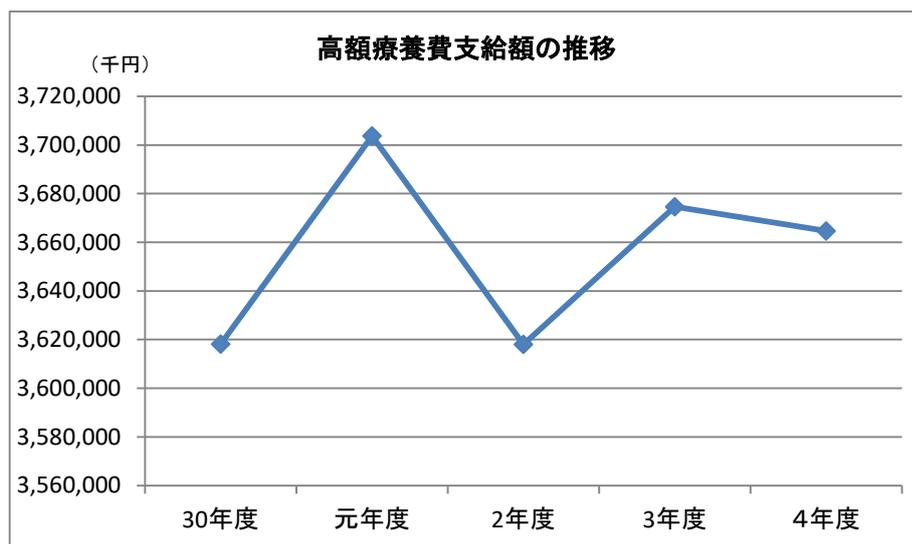
- ③ 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）の疾病で治療を続ける必要がある被保険者に特定疾病療養受療証を交付し、一部負担金が同一月内に10,000円を超えた場合、その超えた額について現物給付します（70歳未満の人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、旧ただし書所得600万円超の世帯の方は20,000円を超えた場合）。
- ④ 70歳未満の方及び70～74歳の住民税非課税世帯の方及び現役並み所得Ⅰ、現役並み所得Ⅱの方の高額療養費について、事前申請により「限度額適用認定証（非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証）」の交付を受け医療機関の窓口にて提示することにより、窓口での負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

○高額療養費支給状況及び限度額適用認定証発行件数

年度	件数	高額療養費	1件当り 高額療養費	限度額適用認定証 発行件数
	件	円	円	件
30	61,982	3,618,157,970	58,374	6,497
元	63,143	3,703,674,123	58,655	6,607
2	60,709	3,618,033,300	59,596	6,126
3	64,304	3,674,629,668	57,145	6,209
4	65,214	3,664,623,159	56,194	5,929

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



(5) 高額介護合算療養費

世帯内で1年間に負担した、医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

医療保険と介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合や限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

① 自己負担限度額

平成30年8月診療分からの自己負担限度額

年齢区分	所得等区分	医療保険+介護保険の自己負担限度額	
70歳未満の方 がいる世帯	旧ただし書所得901万円超	212万円	
	旧ただし書所得600万円超 ～901万円以下	141万円	
	旧ただし書所得210万円超 ～600万円以下	67万円	
	旧ただし書所得210万円以下	60万円	
	住民税非課税世帯	34万円	
70～74歳の方 がいる世帯	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	141万円	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	67万円	
	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円

② 高額介護合算療養費支給状況

年度	件数	高額介護合算療養費	1件当り 高額介護合算療養費
	件	円	円
30	435	17,363,459	39,916
元	229	6,872,439	30,011
2	235	7,193,742	30,612
3	244	7,374,030	30,221
4	244	7,332,324	30,051

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)

(6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1名につき42万円を支給します。妊娠85日以上の死産や流産でも支給されます。出産育児一時金の支給は、次の①～③のいずれかの方法によります。

① 直接支払制度

被保険者が医療機関等に手続きをし、東京都国民健康保険団体連合会を通して区から医療機関等に出産育児一時金を支払う方法。

② 受取代理制度

医療機関等の記名・押印を受けた申請書を世帯主が区に提出することで、医療機関等が出産育児一時金を世帯主の代理として受取る方法。区は、医療機関等からの出生の報告を受け、医療機関等に対して出産育児一時金を支払う。

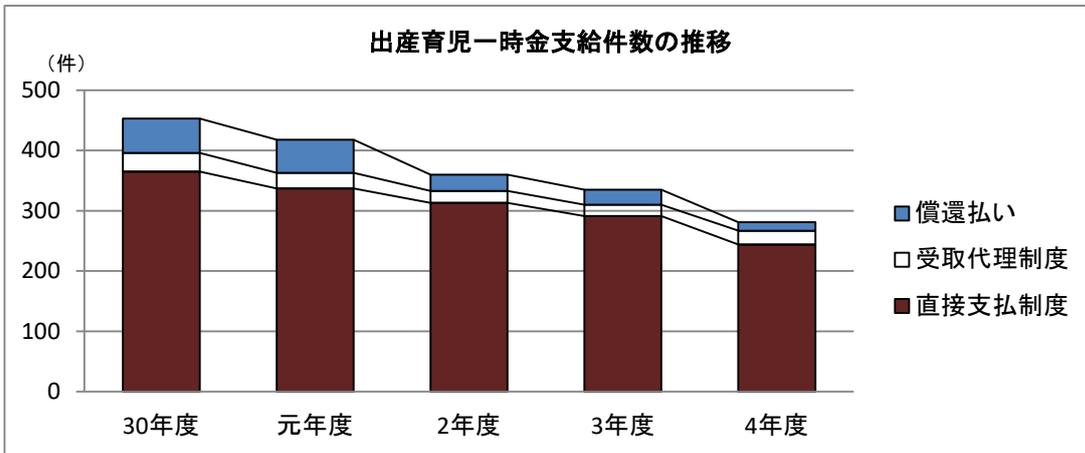
③ ①及び②以外(償還払い)

出生後に、世帯主からの請求により、世帯主へ支給する方法。

出産育児一時金支給状況

年度	件数	金額 円	内、直払い件数、割合		内、受取代理件数、割合	
			件	割合	件	割合
30	453	190,557,700	365	80.6%	31	6.8%
元	418	176,231,608	337	80.6%	26	6.2%
2	360	150,974,800	313	86.9%	20	5.6%
3	335	140,786,380	291	86.9%	19	5.7%
4	281	119,918,035	244	86.8%	23	8.2%

(決算数値)



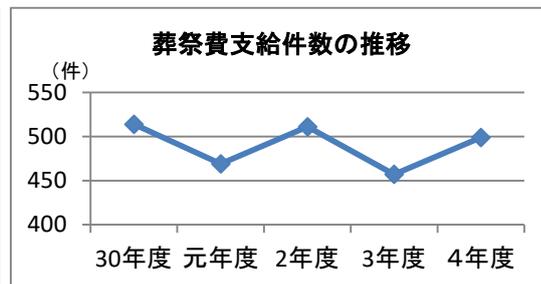
(7) 葬祭費

被保険者が亡くなり葬儀を行ったときに、葬儀執行者の申請により支給します。支給額は7万円です。

葬祭費支給状況

年度	件数	金額 円
30	514	35,980,000
元	469	32,830,000
2	511	35,770,000
3	457	31,990,000
4	499	34,930,000

(決算数値)



(8) 結核・精神医療給付金

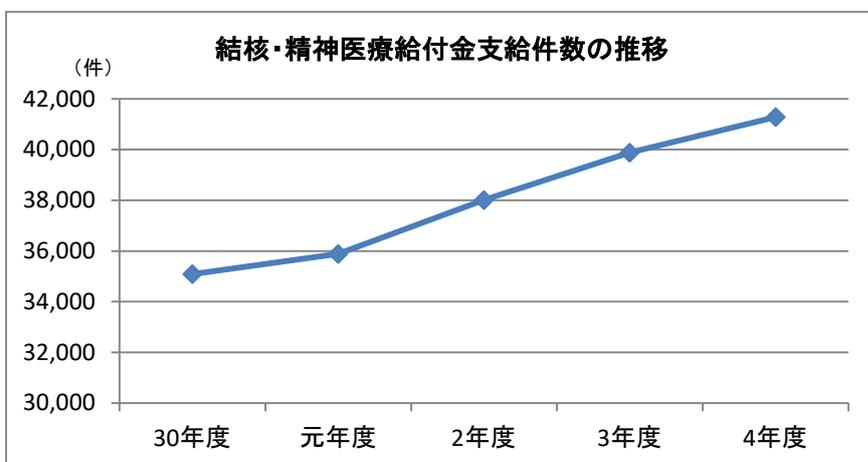
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核医療を受けている住民税非課税者に対し、医療費の5%を支給します。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療費助成を受けている住民税非課税世帯の方に対し、自立支援医療(精神通院医療)制度による医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給します。

都内医療機関の場合には、申請により区が被保険者に交付した国保受給者証を窓口に提示することで現物給付されます。また、都外医療機関の場合には、償還払いにより支給します。

結核・精神医療給付金支給状況

年度	件数	支給額	国保受給者証交付件数	
			結核医療	精神医療
	件	円	件	件
30	35,088	41,609,274	17	2,589
元	35,882	42,270,757	23	2,696
2	38,011	45,073,029	15	1,894
3	39,884	47,752,343	12	2,873
4	41,282	48,956,098	7	3,147

※退職者医療制度該当分を含む(決算数値)



(9) 傷病手当金

被保険者で給与等の支払を受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき、療養のため労務に服することができない場合に支給します。

傷病手当金支給状況

年度	件数	支給額
	件	円
2	50	3,135,269
3	132	11,307,900
4	428	15,222,179

(10) 不当利得収納状況

国民健康保険の資格が無い人の保険使用について費用の返還を求めたもの

年 度	調定額		収納額		未済額	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
30	件 4,365	円 77,871,307	件 1,459	円 24,356,563	件 2,906	円 53,514,744
元	4,113	85,825,132	1,111	30,747,102	3,002	55,078,030
2	4,381	88,160,880	1,023	43,522,983	3,358	44,637,897
3	3,112	96,238,540	848	45,754,421	2,264	50,484,119
4	3,299	110,452,324	837	57,729,030	2,462	52,723,294

※退職者医療制度該当分を含む

(11) 損害賠償請求返還状況

第三者から傷害をうけたとき一時的に国民健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求したもの

年 度		調定額		収納額		未済額	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
30	交通事故等 公害	件	円	件	円	件	円
		70	33,785,191	70	33,785,191	0	0
		10	173,187	10	173,187	0	0
元	交通事故等 公害	58	23,497,664	58	23,497,664	0	0
		13	251,937	13	251,937	0	0
2	交通事故等 公害	36	20,166,893	36	20,166,893	0	0
		23	216,643	23	216,643	0	0
3	交通事故等 公害	53	26,658,836	53	26,658,836	0	0
		24	205,779	24	205,779	0	0
4	交通事故等 公害	31	13,844,781	31	13,844,781	0	0
		24	206,647	24	206,647	0	0

(12) 一部負担金減免の状況

年度	減 額		免 除		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
30	0	0	0	0	0	0
元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0

(13) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況

① 一部負担金等の免除の状況

年度	免除件数 (レセプト件数)	金額
30	216	748,718
元	238	765,730
2	176	2,745,707
3	159	426,688
4	114	235,352

② 概算請求分及び保険者不明分の支払状況

年度	概算請求分	保険者不明分
30	0	0
元	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0

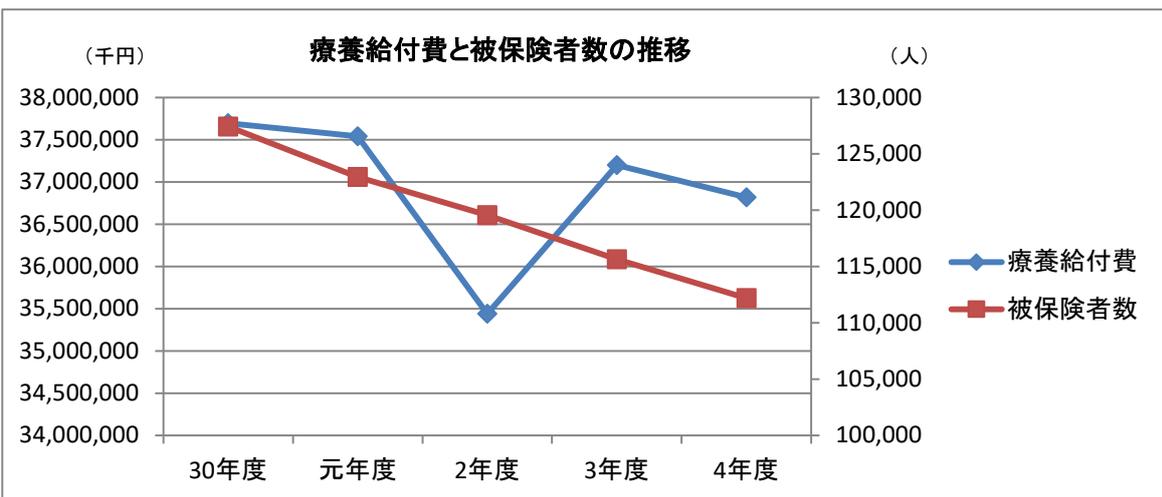
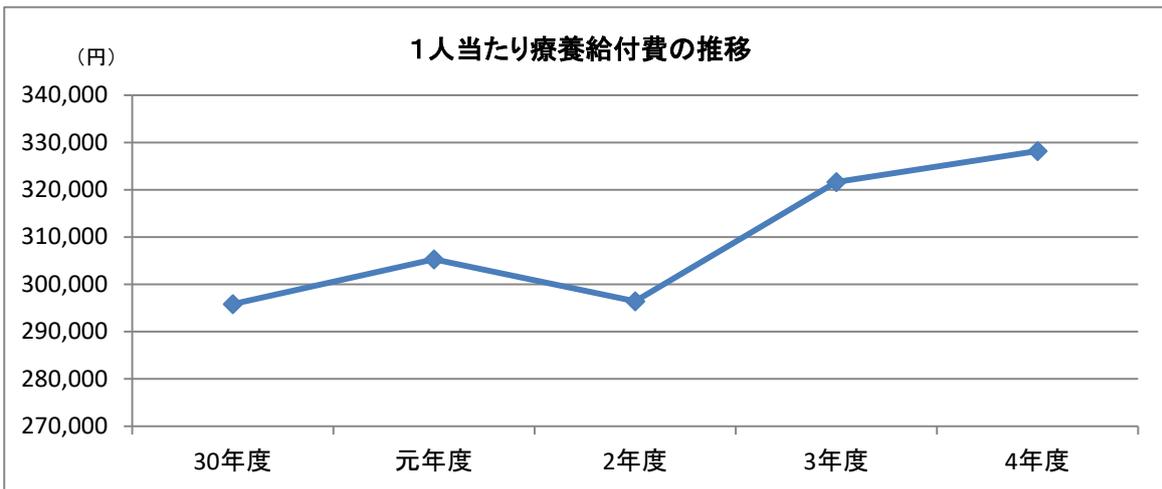
(14) 保険給付の適正化

① 1人当たり療養給付費の状況

1人当たり療養給付費は、当該年度にかかった療養給付費の費用額(10割分)を、当該年度の平均被保険者数で割ったものです。

年度	合計
30	295,828
元	305,319
2	296,449
3	321,672
4	328,197

※退職者医療制度該当分を含む



② 後発医薬品(ジェネリック)差額通知の送付

患者負担の軽減と療養給付費の削減を目的として、被保険者が使用している薬の窓口負担額について、後発医薬品に切り替えた場合に生じる差額を通知し、後発医薬品の使用を啓発しています。

ア 通知内容

- ・医薬品名
- ・院内・院外の区分
- ・投与期間
- ・自己負担相当額
- ・1日用量
- ・後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額

イ 通知状況

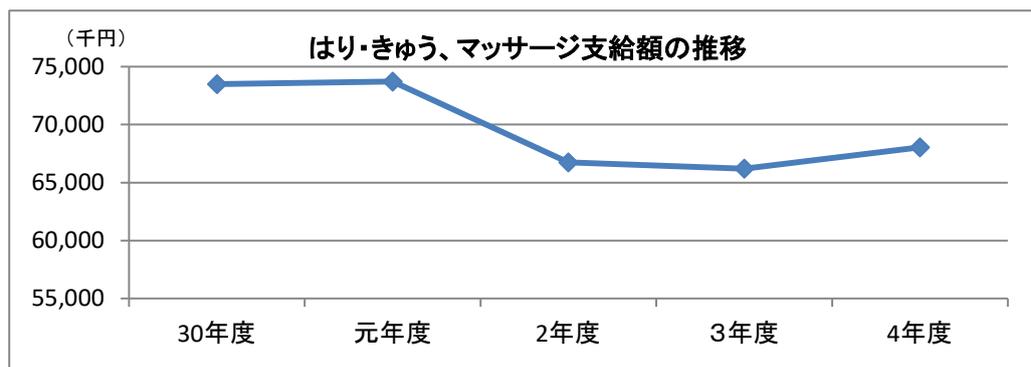
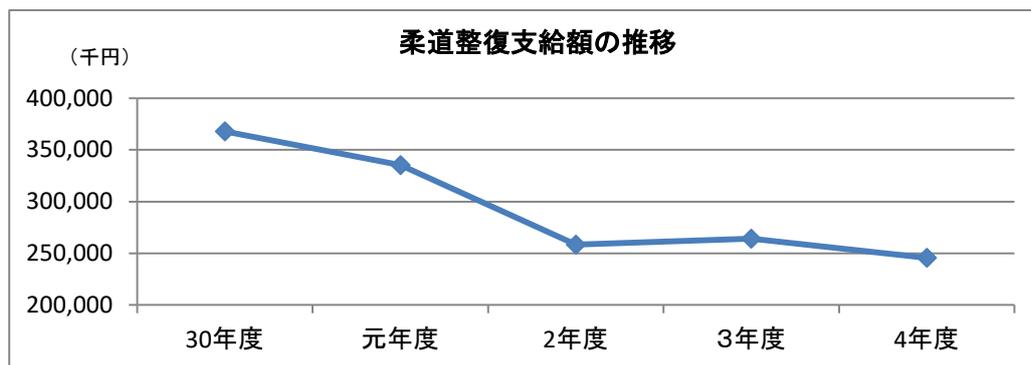
年 度	対象調剤月	通知月	通知数	対 象 薬 剤
元	4	7	12,485	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	11,359	
	11	2	10,597	
2	4	7	9,795	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	10,809	
	11	2	9,616	
3	4	7	10,304	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	9,439	
	11	2	9,746	
4	4	7	9,214	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	7	10	8,319	
	11	2	7,935	

③ 柔道整復等施術に係る被保険者照会

柔道整復や、はり・きゅう、マッサージの施術では、世帯主が療養費の申請及び受領を施術師に委任することで療養費を支給しています。そこで、申請に誤りがないかを確認するために、施術状況等を被保険者に照会しています。

施術師が提出した療養費支給申請書の内容と被保険者からの回答に相違があった場合には、施術師に確認のうえ、申請に誤りがある場合には申請書を返戻しています。

年 度	照会件数
元	1,200
2	1,200
3	1,200
4	1,200



5. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度

(1) 高額療養費資金貸付

高額療養費が支給されるまでには、審査などの手続きで4か月程度の日数がかかります。そこで、長期の入院などにより医療費が多額となり、その支払が困難な世帯主に、高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の9割までを無利子で貸し付けします。

貸付金の返済は、その後支給される高額療養費を充てて清算します。

高額療養費資金貸付状況

年度	件数	貸付額	1件あたり 平均貸付額	1件あたり 最高貸付額
30	0	0	0	0
元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	3	109,000	36,333	51,000
4	1	380,000	380,000	380,000

(2) 出産費資金貸付

被保険者が直接支払制度、受取代理制度を利用せずに出産される場合で、事前に出産の費用を必要とする世帯主に、出産予定日の1か月前から出産育児一時金の8割までの金額を無利子で貸し付けします。妊娠4か月以上で出産のために、医療機関から費用の請求を受けたときなども利用できます。

貸付金の返済は、出産後支給される出産育児一時金を充てて清算します。

出産費資金貸付状況

年度	件数	1件あたり 貸付額	合計
30	0	0	0
元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0

(3) 基金

平成25年度4月1日付で、「杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」と「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」を統合し、名称を「杉並区高額療養費等資金貸付基金」としました。

令和4年度の基金額は1千万円です。

6. 保 険 料

(1) 保険料率等年度別の推移

年 月	基礎賦課額(医療分)			後期高齢者支援金賦課額			介護納付金賦課額			賦課方式等
	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	
34. 12	円 600	95/100	円 50,000							所得対応方式
38. 4	500	"	"							
39. 4	600	"	"							
41. 10	"	112/100	"							
49. 10	"	"	80,000							
51. 4	2,400	"	120,000							
53. 4	4,800	"	170,000							
55. 4	6,000	122/100	220,000							
56. 4	8,400	118/100	240,000							
57. 4	9,000	107/100	260,000							
59. 4	"	"	280,000							
60. 4	"	"	310,000							
61. 4	12,000	"	350,000							
62. 4	"	"	370,000							
63. 4	"	"	390,000							
元. 4	14,400	"	400,000							
2. 4	"	"	420,000							
4. 4	16,800	"	440,000							
5. 4	"	"	460,000							
6. 4	15,900	133.7/100	500,000							
7. 4	16,800	119/100	"							
8. 4	19,500	155/100	520,000							
9. 4	22,500	162/100	"							
10. 4	26,100	187/100	530,000							
12. 4	"	194/100	"				7,200	14/100	70,000	介護保険制度開始
13. 4	27,300	"	"				8,100	19/100	"	
14. 4	"	"	"				7,800	"	"	
15. 4	29,400	204/100	"				9,000	23/100	"	
16. 4	30,200	208/100	"				10,800	25/100	80,000	
17. 4	32,100	"	"				12,000	32/100	"	
18. 4	33,300	182/100	"				"	36/100	"	
19. 4	35,100	124/100	"				"	20/100	90,000	
20. 4	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	18/100	"	
21. 4	27,600	68/100	"	9,600	26/100	"	"	12/100	100,000	
22. 4	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	16/100	"	
23. 4	"	6.13/100	510,000	"	1.96/100	140,000	13,200	0.98/100	120,000	賦課方式変更
24. 4	30,000	6.28/100	"	10,200	2.23/100	"	14,100	1.38/100	"	
25. 4	30,600	6.02/100	"	10,800	2.34/100	"	15,000	1.64/100	"	
26. 4	32,400	6.30/100	"	"	2.17/100	160,000	15,300	1.56/100	140,000	
27. 4	33,900	6.45/100	520,000	"	1.98/100	170,000	14,700	1.45/100	160,000	
28. 4	35,400	6.86/100	540,000	"	2.02/100	190,000	"	1.41/100	"	
29. 4	38,400	7.47/100	540,000	11,100	1.96/100	"	15,600	1.48/100	"	
30. 4	39,000	7.32/100	580,000	12,000	2.22/100	"	"	1.78/100	"	
31. 4	39,900	7.25/100	610,000	12,300	2.24/100	"	"	1.78/100	"	
R2. 4	"	7.14/100	630,000	12,900	2.29/100	"	"	2.09/100	170,000	
R3. 4	38,800	7.13/100	"	13,200	2.41/100	"	17,000	2.20/100	"	
R4. 4	42,100	7.16/100	650,000	13,200	2.28/100	200,000	16,600	2.20/100	"	未就学児均等割軽減開始

<令和5年度保険料額計算方法>

$$\boxed{\text{年保険料額}} = \text{基礎賦課額 (医療分)} + \text{後期高齢者支援金賦課額 (支援金分)} + \text{介護納付金賦課額 (介護分)} \quad (40歳\sim 64歳の被保険者に加算される保険料)$$

$$\boxed{\text{基礎賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\begin{aligned} \text{均等割額} &= \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(45,000)} \\ \text{所得割額} &= \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(7.17/100)} \\ \text{※限度額} & \text{ 65万円} \end{aligned}$$

$$\boxed{\text{後期高齢者支援金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\begin{aligned} \text{均等割額} &= \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(15,100)} \\ \text{所得割額} &= \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(2.42/100)} \\ \text{※限度額} & \text{ 22万円} \end{aligned}$$

$$\boxed{\text{介護納付金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\begin{aligned} \text{均等割額} &= \text{介護保険第2号被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(16,200)} \\ \text{所得割額} &= \text{介護保険第2号被保険者の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(2.20/100)} \\ \text{※限度額} & \text{ 17万円} \end{aligned}$$

※旧ただし書所得…住民税の課税方式としては、既に廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のこと。
総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出する。

(2) 保険料収納状況

ア 現年分

年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	B/A	(B-C)/A
	件	円	件	円	件	円	%	%
23	2,494,727	15,858,386,389	2,028,022	13,181,780,885	4,800	22,660,613	83.12	82.98
24	2,487,322	16,120,887,195	2,011,299	13,359,280,654	6,225	23,006,507	82.87	82.73
25	2,457,438	16,557,496,699	2,015,450	13,876,736,876	6,475	26,884,957	83.81	83.65
26	2,421,158	16,723,510,259	2,001,644	14,106,030,354	5,297	26,108,590	84.35	84.19
27	2,375,651	16,380,535,881	1,977,612	13,797,155,752	5,015	27,880,656	84.23	84.06
28	2,311,409	16,387,869,739	1,919,264	13,905,225,190	5,392	30,867,745	84.85	84.66
29	2,224,766	16,278,577,559	1,875,324	13,917,151,389	5,415	29,305,663	85.49	85.31
30	2,176,135	16,421,965,036	1,836,242	14,026,722,751	5,741	35,811,571	85.41	85.20
元	2,120,627	16,051,879,878	1,470,477	13,884,011,014	5,264	32,755,187	86.49	86.29
R2	2,672,559	15,625,699,286	2,378,816	13,901,112,087	7,536	37,814,201	88.96	88.72
R3	1,991,256	15,599,290,860	1,829,122	14,283,487,452	8,428	48,091,361	91.56	91.26
R4	1,964,696	16,022,491,539	1,782,489	14,449,714,252	9,897	45,613,498	90.18	89.90

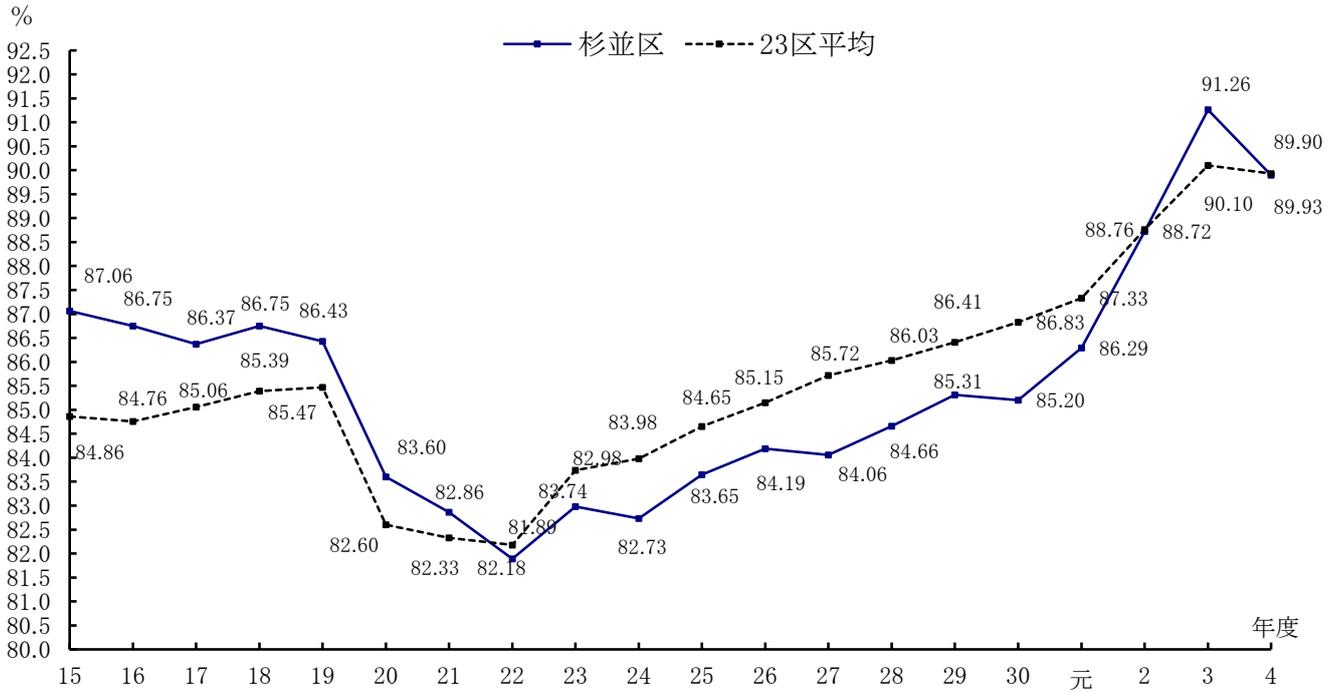
イ 滞納繰越分

年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	金額		金額		金額		B/A	(B-C)/A
	円		円		円		%	%
23	5,175,740,180		1,571,884,669		1,784,881		30.37	30.34
24	5,046,268,977		1,605,530,454		2,620,135		31.82	31.76
25	5,449,684,175		1,687,004,445		2,627,002		30.96	30.91
26	4,958,996,012		1,697,259,702		2,897,009		34.23	34.17
27	4,778,604,330		1,612,806,238		2,002,999		33.75	33.71
28	4,438,902,852		1,564,690,358		2,892,880		35.25	35.18
29	4,267,370,994		1,586,351,991		1,939,713		37.17	37.13
30	3,780,329,676		1,600,176,552		3,945,402		42.33	42.22
元	3,227,932,695		1,364,467,483		3,041,007		42.27	42.18
R2	3,046,541,602		1,049,910,477		5,288,654		34.46	34.29
R3	2,839,582,972		800,544,040		2,999,788		28.19	28.09
R4	2,313,786,745		716,106,362		2,849,056		30.95	30.83

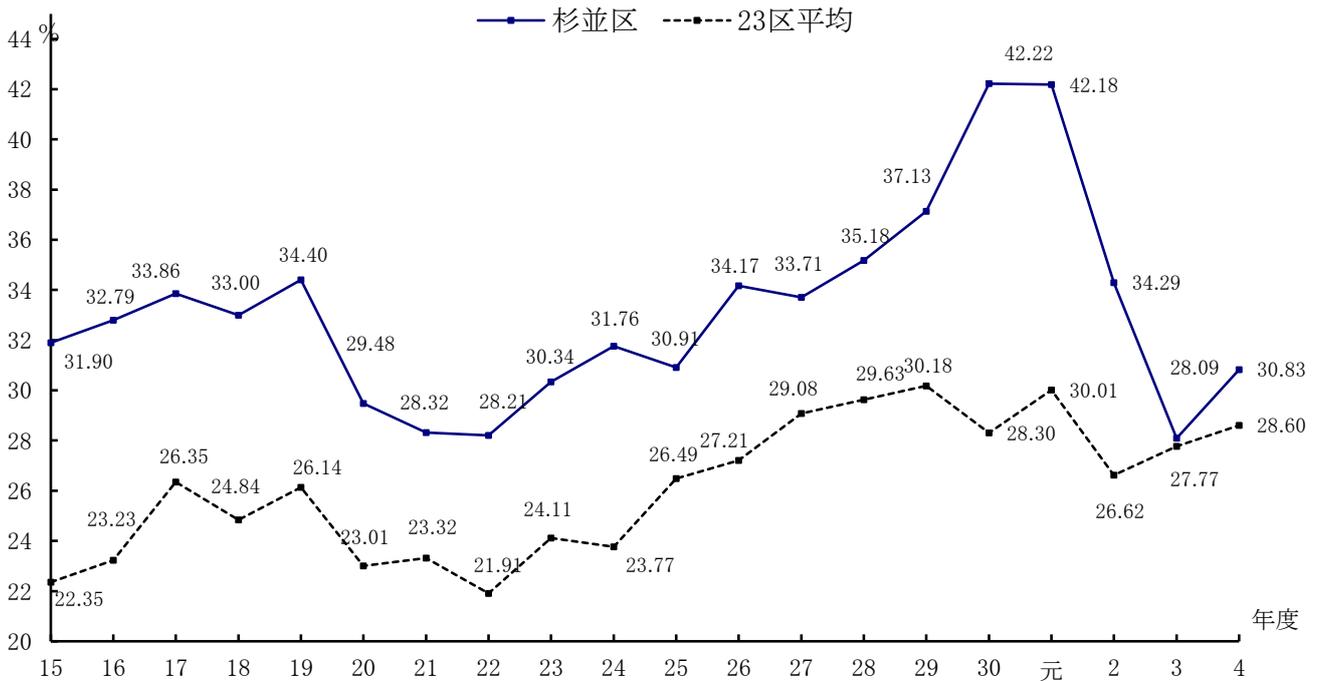
※調定額は、現年分、滞納繰越分ともに居所不明分を差し引いた金額である。

(3) 保険料収納率の推移

ア 現年分



イ 滞納繰越分



(4)均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)

ア 世帯構成別の世帯数(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯		合 計
	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯	構成比	
令和元年度	41,450	44.42%	49,143	52.65%	2,730	2.93%	93,323
令和2年度	41,531	45.62%	47,104	51.74%	2,400	2.64%	91,035
令和3年度	40,005	44.25%	47,932	53.02%	2,468	2.73%	90,405
令和4年度	39,822	45.74%	44,171	50.73%	3,073	3.53%	87,066
令和5年度	41,296	48.67%	41,065	48.40%	2,490	2.93%	84,851

※基礎賦課額(医療分)

イ 世帯構成別の調定額(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯		合 計
	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比	
令和元年度	1,790,816	11.23%	11,801,637	74.00%	2,354,654	14.77%	15,947,107
令和2年度	1,893,774	12.19%	11,419,312	73.50%	2,222,524	14.31%	15,535,610
令和3年度	1,701,895	11.10%	11,303,428	73.74%	2,323,896	15.16%	15,329,219
令和4年度	1,693,845	10.75%	11,164,464	70.87%	2,896,348	18.38%	15,754,657
令和5年度	1,828,185	11.97%	11,093,396	72.63%	2,352,213	15.40%	15,273,794

※基礎賦課額(医療分)、介護納付金賦課額(介護分)及び後期高齢者支援金賦課額(支援金分)の合算額

(5) 保険料(現年分)負担額状況

年度	調定額		1人あたり収納額 円
	1世帯あたり 円	1人あたり 円	
30	174,802	129,288	110,079
元	175,295	130,945	112,919
2	174,544	130,986	116,283
3	178,947	135,189	123,507
4	187,220	143,172	128,803

(6) 保険料(均等割額)減額賦課状況

年 度	賦課期日被保険者		7割減額		5割減額		2割減額		合計		軽減額合計 円
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
30	95,495	129,658	24,087	28,144	7,047	10,739	6,094	9,792	37,228	48,675	1,638,817,777
			25.22%	21.71%	7.38%	8.28%	6.38%	7.55%	38.98%	37.54%	
元	93,323	125,323	23,902	27,924	6,996	10,545	5,994	9,472	36,892	47,941	1,650,903,006
			25.61%	22.28%	7.50%	8.41%	6.42%	7.56%	39.53%	38.25%	
2	91,035	121,600	28,014	32,743	8,475	12,565	7,137	11,080	43,626	56,388	1,990,148,298
			30.77%	26.93%	9.31%	10.33%	7.84%	9.11%	47.92%	46.37%	
3	88,953	118,118	27,429	32,183	8,346	12,310	6,986	10,811	42,761	55,304	1,556,515,427
			30.84%	27.25%	9.38%	10.42%	7.85%	9.15%	48.07%	46.82%	
4	87,042	114,365	29,599	34,366	7,846	11,512	6,503	9,919	43,948	55,797	1,636,562,113
			34.01%	30.05%	9.01%	10.07%	7.47%	8.67%	50.49%	48.79%	

%表示は構成比

(事業月報 退職者分含む)

(7) 未就学児に係る均等割保険料軽減

年 度	軽減内容		
	世帯数	人員	軽減金額
4	2,146	2,628	44,513,822

※未就学児に係る均等割保険料軽減は、令和4年度より実施。

※各年度末時点で6歳以下の国民健康保険被保険者の均等割保険料を5割減額。

(8) 保険料一般減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
30	816	29,281,008	43	2,092,169	859	31,373,177
元	541	26,214,272	43	2,161,874	584	28,376,146
2	549	23,812,391	36	1,658,974	585	25,471,365
3	547	26,984,083	27	1,800,361	574	28,784,444
4	288	6,417,727	39	2,082,450	327	8,500,177

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2	2,950	275,305,458	1,761	288,876,139	4,711	564,181,597
3	464	84,344,803	867	129,817,130	1,331	214,161,933
4	194	36,181,882	353	50,183,172	547	86,365,054

※令和2年度分には、令和元年度(2月期及び3月期のみ)分の減免を含む。

7. 国保財政

(1) 令和4年度決算収支状況

ア 歳入

科 目	予算現額	収入済額	予算現額に 対する増減	収入済額 構成比	1人当り 収入額	
	円	円	円	%	円	
国民健康保険料	15,102,722,000	15,165,820,614	63,098,614	28.57	134,835	
<small>国庫 支出金</small> 災害臨時特例補助金	196,000	195,000	△ 1,000	0.00	2	
都 支 出 金	保険給付費等交付金 普通交付金	31,408,989,000	31,484,514,244	75,525,244	59.30	279,920
	保険給付費等交付金 特別交付金	758,236,000	637,154,000	△ 121,082,000	1.20	5,665
	計	32,167,225,000	32,121,668,244	△ 45,556,756	60.50	285,584
繰 入 金	保険基盤安定繰入金	2,576,221,000	2,682,142,533	105,921,533	5.05	23,846
	未就学児均等割保険料 繰入金	44,673,000	44,673,206	206	0.08	397
	その他繰入金	1,796,468,000	1,796,468,000	0	3.38	15,972
	計	4,417,362,000	4,523,283,739	105,921,739	8.52	40,215
繰越金	1,200,791,000	1,200,791,038	38	2.26	10,676	
その他の収入	93,252,000	80,379,380	△ 12,872,620	0.15	715	
合 計	52,981,548,000	53,092,138,015	110,590,015	100	472,027	

イ 歳 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	支出済額 構成比	1人当り 支出額	
	円	円	円	%	円	
総 務 費	1,085,650,000	1,038,405,415	47,244,585	1.99	9,232	
保 険 給 付 費	療養給付費	27,203,712,000	26,850,866,037	352,845,963	51.44	238,723
	療 養 費	376,838,000	371,164,267	5,673,733	0.71	3,300
	審査支払手数料	74,311,000	73,515,383	795,617	0.14	654
	高額療養費	3,704,098,000	3,671,955,483	32,142,517	7.03	32,646
	移 送 費	2,000	0	2,000	0	0
	出産育児諸費	140,072,000	119,968,645	20,103,355	0.23	1,067
	葬 祭 費	37,450,000	34,930,000	2,520,000	0.07	311
	結核・精神医療給付金	50,028,000	48,956,098	1,071,902	0.09	435
	傷病手当金	23,650,000	15,222,179	8,427,821	0.03	135
	計	31,610,161,000	31,186,578,092	423,582,908	59.74	277,271
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医療給付費分	13,012,752,000	13,012,750,695	1,305	24.93	115,693
	後期高齢者支援金等分	4,013,978,000	4,013,976,500	1,500	7.69	35,687
	介護納付金分	1,883,146,000	1,883,145,723	277	3.61	16,742
	計	18,909,876,000	18,909,872,918	3,082	36.23	168,122
共同事業拠出金	7,000	897	6,103	0.00	0	
保健事業費	561,525,000	494,095,453	67,429,547	0.95	4,393	
その他の支出	614,330,000	570,619,261	43,710,739	1.09	5,073	
予 備 費	199,999,000	0	199,999,000	0	0	
合 計	52,981,548,000	52,199,572,036	781,975,964	100	464,091	

(2) 国保財政状況

了 歳 入

年度	保 險 料		国庫支出金		療養給付費交付金		都支出金		繰 入 金		繰 越 金		そ の 他		合 計	
	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %	収入額 千円	対前年 伸 率 %
30	15,626,899	0.80	569	△ 100.00	1,525	△ 99.67	32,548,231	827.15	5,416,350	18.39	1,081,730	△ 23.95	62,084	△ 13.42	54,737,388	△ 10.18
元	15,248,478	△ 2.42	618	8.61	-	-	32,481,171	△ 0.21	5,415,935	△ 0.01	208,949	△ 80.68	57,776	△ 6.94	53,412,927	△ 2.42
2	14,951,023	△ 1.95	325,510	52,571.52	-	-	31,199,175	△ 3.95	4,984,558	△ 7.96	366,507	75.41	95,482	65.26	51,922,254	△ 2.79
3	15,084,031	0.89	132,872	△ 59.18	-	-	32,457,461	4.03	4,229,853	△ 15.14	1,160,709	216.69	96,867	1.45	53,161,793	2.39
4	15,165,821	0.54	195	△ 99.85	-	-	32,121,668	△ 1.03	4,523,284	6.94	1,200,791	3.45	80,379	△ 17.02	53,092,138	△ 0.13

了 歳 出

年度	総 務 費		保険給付費		国民健康保険 事業費納付金		共同事業拠出金		保健事業費		そ の 他		合 計	
	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %	支出額 千円	対前年 伸 率 %
30	1,048,142	△ 2.44	31,894,758	△ 2.22	20,070,417	100.00	6	△ 100.00	549,844	△ 5.98	965,272	207.34	54,528,439	△ 8.91
元	1,003,715	△ 4.24	31,863,477	△ 0.10	19,289,367	△ 3.89	5	△ 16.67	499,682	△ 9.12	390,174	△ 59.58	53,046,420	△ 2.72
2	1,058,491	5.46	30,119,281	△ 5.47	18,735,816	△ 2.87	5	0.00	477,261	△ 4.49	370,690	△ 4.99	50,761,544	△ 4.31
3	1,090,144	2.99	31,496,337	4.57	18,330,253	△ 2.16	0	△ 100.00	479,792	0.53	564,477	52.28	51,961,002	2.36
4	1,038,405	△ 4.75	31,186,578	△ 0.98	18,909,873	3.16	0	0.00	494,095	2.98	570,619	1.09	52,199,572	0.46

(3) 1世帯当り費目別状況

ア 歳入

〔上段:金額
下段:構成比〕

年度	保険料	国庫支出金	療養給付費交付金	都支支出金	繰入金	繰越金	その他	合計
30	円 165,534 28.55%	円 6 0.00%	円 16 0.00%	円 344,780 59.46%	円 57,375 9.90%	円 11,459 1.98%	円 658 0.11%	円 579,827 100%
元	165,645 28.55%	7 0.00%	- -	352,845 60.81%	58,834 10.14%	2,270 0.39%	628 0.11%	580,228 100%
2	166,366 28.80%	3,622 0.63%	- -	347,167 60.09%	55,465 9.60%	4,078 0.71%	1,062 0.18%	577,761 100%
3	172,224 28.37%	1,517 0.25%	- -	370,587 61.05%	48,295 7.96%	13,253 2.18%	1,106 0.19%	606,981 100%
4	176,507 28.57%	2 0.00%	- -	373,847 60.50%	52,644 8.52%	13,975 2.26%	935 0.16%	617,911 100%

イ 歳出

〔上段:金額
下段:構成比〕

年度	総務費	保険給付費	国民健康保険事業費納付金	共同事業拠出金	保事業健費	その他	合計
30	円 11,103 1.92%	円 337,857 58.49%	円 212,604 36.81%	円 0 0.00%	円 5,824 1.01%	円 10,225 1.77%	円 577,613 100%
元	10,903 1.89%	346,135 60.07%	209,542 36.36%	0 0.00%	5,428 0.94%	4,238 0.74%	576,247 100%
2	11,778 2.09%	335,150 59.33%	208,482 36.91%	0 0.00%	5,311 0.94%	4,125 0.73%	564,846 100%
3	12,447 2.10%	359,613 60.62%	209,288 35.28%	0 0.00%	5,478 0.92%	6,445 1.09%	593,270 100%
4	12,085 1.99%	362,964 59.74%	220,082 36.23%	0 0.00%	5,751 0.95%	6,641 1.09%	607,523 100%

(4) 被保険者1人当り費目別状況

〔 上段：金額
下段：構成比〕

ア 歳入

年度	保険料	国庫支出金	療養給付費交付金	都支出金	繰入金	繰越金	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円
30	122,314 28.55%	4 0.00%	12 0.00%	254,761 59.46%	42,395 9.90%	8,467 1.98%	486 0.11%	428,439 100%
元	123,662 28.55%	5 0.00%	- -	263,415 60.81%	43,922 10.14%	1,695 0.39%	469 0.11%	433,167 100%
2	124,792 28.80%	2,717 0.63%	- -	260,410 60.09%	41,605 9.60%	3,059 0.71%	797 0.18%	433,379 100%
3	130,018 28.37%	1,145 0.25%	- -	279,770 61.05%	36,460 7.96%	10,005 2.18%	835 0.18%	458,232 100%
4	134,835 28.57%	2 0.00%	- -	285,584 60.50%	40,215 8.52%	10,676 2.26%	715 0.15%	472,027 100%

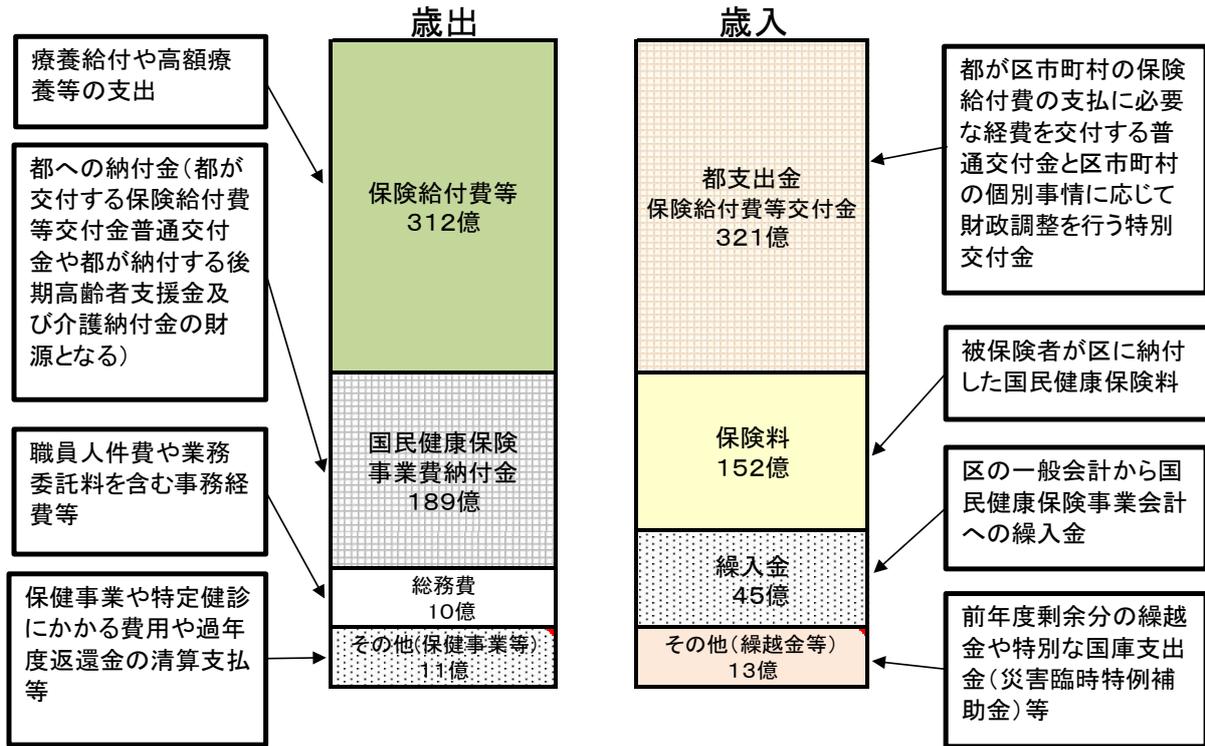
〔 上段：金額
下段：構成比〕

イ 歳出

年度	総務費	保険給付費	国民健康保険事業費納付金	共同事業拠出金	保事業費	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円
30	8,204 1.92%	249,646 58.49%	157,095 36.81%	0 0.00%	4,304 1.01%	7,555 1.77%	426,804 100%
元	8,140 1.89%	258,406 60.07%	156,432 36.36%	0 0.00%	4,052 0.94%	3,164 0.74%	430,194 100%
2	8,835 2.09%	251,396 59.33%	156,382 36.91%	0 0.00%	3,984 0.94%	3,094 0.73%	423,691 100%
3	9,397 2.10%	271,485 60.62%	157,999 35.28%	0 0.00%	4,136 0.92%	4,866 1.09%	447,882 100%
4	9,232 1.99%	277,271 59.74%	168,122 36.23%	0 0.00%	4,393 0.95%	5,073 1.09%	464,091 100%

※「7. 国保財政」の(1)～(4)については、端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

令和4年度国民健康保険事業会計の概要



令和4年度の国民健康保険事業の経費を1,000円あたりに換算してみました。

<p>国保加入者が病院等にかかった費用額のうち、保険者が負担した額</p> <p>591.8円</p> 	<p>医療給付費分として東京都に納付した額</p> <p>249.3円</p> 	<p>後期高齢者支援金分として東京都に納付した額</p> <p>76.9円</p> 	<p>介護納付金分として東京都に納付した額</p> <p>36.1円</p> 
<p>職員人件費、納付書等の印刷や郵送料、広報紙の作成など、国保事業の運営に要した額</p> <p>19.9円</p> 	<p>出産や死亡に対して給付した額</p> <p>3.0円</p> 	<p>医療機関等から請求されたレセプト内容の審査や、支払いなどに要した額</p> <p>1.4円</p> 	<p>特定健診・保健指導などの保健事業、結核・精神医療給付・傷病手当金などに要した額</p> <p>21.6円</p> 

8. 保健事業

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、健診・医療情報等のデータ分析に基づいた効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画を策定し、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を目指した保健事業を推進しています。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査を実施しています。特定健康診査の結果、生活習慣病発症リスクが高いと判定された方に生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施しています。

① 特定健康診査

年度	受診券対象者数	受診者数	受診率
4	66,226人	28,305人	42.7%

② 特定保健指導

年度	種別	利用券対象者数	支援終了者数	終了率
4	動機付け支援	1,935人	213人	11.0%
	積極的支援	828人	66人	8.0%

※特定健康診査・特定保健指導実施状況（国保連システム9月時点）

(2) 特定健康診査受診勧奨、特定保健指導利用勧奨

特定健康診査未受診者に健診の必要が認識でき受診行動につながる勧奨を実施し、受診率の向上を目指しています。また、特定保健指導の未利用者に利用勧奨し、生活習慣病リスク者の健康維持と実施率の向上を目指しています。

年度	種別	勧奨実施数
4	特定健康診査受診勧奨	38,887人
	特定保健指導利用勧奨	1,423人

(3) 医療機関受診勧奨

特定健康診査の結果から糖尿病または高血圧が医療機関受診勧奨値を超えている方に対し、文書で医療機関への受診勧奨を行っています。

年度	種別	勧奨実施数
4	通知勧奨	463人

(4) 糖尿病腎症等重症化予防プログラム事業

特定健康診査の結果から、糖尿病腎症等の重症化により人工透析等の治療が必要となる重篤な合併症の発症を予防するため、糖尿病腎症等の一定の基準に該当する方にかかりつけ医と連携し、かかりつけ医の治療方針に基づいた保健師又は看護師による6か月間の食事や運動等の個別支援プログラムを実施しています。

年度	種別	勸奨実施数
4	勸奨実施	500人
	プログラム実施	30人

(5) 適正な受診・服薬の促進

重複・頻回受診、重複・多剤服薬者等に対し、専門職が保健指導を行う事業を実施しています。また、医師会や薬剤師会等と連携して、適切な服薬に関する普及・啓発を推進するポスターやお薬カレンダーを作成し医療機関等に配布しています。

このような取り組みにより、健康増進・疾病の重篤化予防等を促進し、医療費の適正化を目指しています。

(6) 生活習慣病早期介入事業

メタボリックシンドローム該当者等を減少させるため、過去の特定健康診査結果により次の特定健康診査でメタボリックシンドローム該当者等になる可能性の高い方に個別にアドバイスシートを送付することで健康意識の醸成と自発的な改善行動により、メタボリックシンドローム改善率の向上を目指しています。

年度	実施者数
4	20,000人

(7) 生活習慣病予防イベント

生活習慣病の予防と特定健診受診率向上を目指して、パネル展示等のイベントを区役所ロビーで実施しました。

実施期間 10月11～12日（計2日間）

(8) すごく健康チャレンジ事業

健康的な生活習慣を実践する行動変容を促すインセンティブを提供することにより、「自らの健康は自らが作る」という意識を持ち、健康無関心層を含めた生活改善に向けたインセンティブ事業「すごく健康チャレンジ」を実施しています。

20～74歳を対象にスマホや活動量計を利用して日々のウォーキングや健診受診にポイントを付与し、ポイントに応じた区内共通商品券と交換できるものです。

この取り組みにより被保険者の健康保持・増進を目指しています。

(9) 提携保養施設

全国の「亀の井ホテル等（旧かんぼの宿）」を利用する際、保険証の提示を要件として、割引料金（利用プランから、1人1泊につき500円引き）で利用できます。

(10) 温泉センター割引利用券の配布

数馬の湯、もえぎの湯、瀬音の湯、つるつる温泉の4か所の割引利用券を配布しています。（入館料金の補助 令和4年4月1日～令和5年3月31日）
（割引利用券事業は東京都国民健康保険団体連合会の事業）

(11) 医療費通知

被保険者に健康に対する認識を深めていただくこと等を目的として、かかった医療費を世帯主宛に通知しています。

① 通知内容

- ・受診年月に関する事。 ・受診した（施術を受けた）医療機関等の名称に関する事。
- ・受診者に関する事。 ・入院・通院・歯科・薬局・接骨の区別に関する事。
- ・医療費の額に関する事。 ・入院・通院の日数（薬局は回数）に関する事。

② 通知状況

年 度	対 象 月	通 知 月	通 知 世 帯 数	レセプト 件 数
30	平成29年12月から平成30年5月	8月	74,711	985,859
	平成30年6月から平成30年11月	2月	73,363	949,911
元	平成30年11月から令和元年6月	11月	76,506	1,265,090
	令和元年7月から令和元年10月	2月	66,941	612,603
2	令和元年11月から令和2年6月	11月	73,683	1,129,017
	令和2年7月から令和2年10月	2月	65,067	564,327
3	令和2年11月から令和3年6月	11月	72,947	1,142,796
	令和3年7月から令和3年10月	2月	65,550	577,922
4	令和2年11月から令和3年6月	11月	73,421	1,140,671
	令和3年7月から令和3年10月	2月	63,713	568,058

9. 趣旨普及

(1) 国保だより

号数	発行年月	部数	配布方法	主な内容
168号	4年5月	95,000	国保のてびきに同封し送付	<ul style="list-style-type: none"> ・国保のてびき等の送付について ・4年度保険料について ・資格の適正について ・特定健康診査について ・インセンティブ事業について ・保険料の納付について

(2) パンフレット

国保のてびき

発行年月	部数	配布方法	目的
4年5月	112,000	国保だよりを同封し送付 (新規加入者等は窓口配付)	国民健康保険制度周知

杉並区・国民健康保険の手引き (外国人向け)

作成物	発行年月	部数	配布方法	目的
冊子	4年7月	5,000	窓口配布	外国人への国民健康保険制度周知

(3) ポスター

発行年月	部数	配布方法	目的
5年1月	1,400	区内医療機関に郵送、 庁内などに掲示	国民健康保険の資格適正促進の周知

(4) 事業概要 (すぎなみの国保)

発行年月	部数	配布方法	目的
4年11月	250	関係各課、各機関等に配付	国民健康保険事業実績の周知

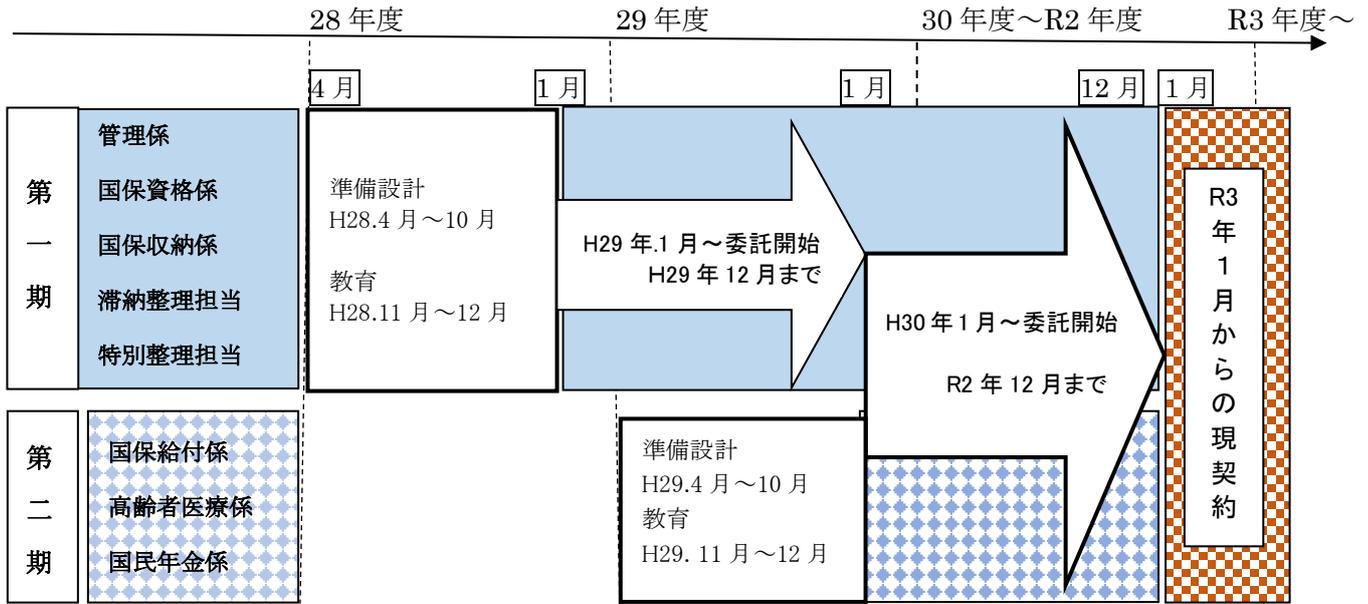
10. 国保年金課業務の外部委託の概要

国保年金課の業務のうち、公権力の行使にあたる業務、判断基準の定型化が困難な業務及び政策形成に関わる業務を除いた定型化が可能な業務を民間で実施可能な業務とし、その内容を民間の専門業者による業務分析により明確にしました。

業務分析結果に基づき、一定の専門性はあるが定型化の可能な業務については委託することとし、国保年金課の業務が広範囲に及ぶため、係単位別に段階を追って平成28年度から外部委託を開始しました。

1 業務委託の開始時期

円滑な業務移管を行うため、平成28年度～29年度の2段階に分けて係毎に移管しました。



2 受託事業者

H30.1～R2.12まで (株)DACS、(株)ベルシステム24、(株)エヌ・ティ・ティ・データ共同事業体

(株)DACS	管理係、国保収納係、滞納整理・特別整理担当、国保給付係、国民年金係
(株)ベルシステム24	国保資格係、高齢者医療係
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	運営管理事務局として全体とりまとめ

R3.1～ (株)ベルシステム24

3 主な委託範囲…窓口での申請受付や電話対応業務、システム入力などの内部処理業務を委託

係名	事業者へ委託する業務
管理係	提携保養施設等の案内、文書交換業務・郵送事務
国保資格係	資格・保険料に関する電話や窓口の問合せ対応、資格の取得や喪失等の届出・受付及びデータ入力
国保収納係	保険料の窓口収納、口座振替、還付・充当、年金特徴等収納事務に関する問合せ対応や通知書作成及びデータ入力
滞納整理担当 特別整理担当	保険料未納分に関する電話や窓口の問合せ対応、財産調査に関する資料作成及びデータ入力、統計資料作成
国保給付係	給付に関する電話や窓口での問合せ対応 療養費等の支払い及び不当利得事務に関する資料作成及びデータ入力
高齢者医療係	後期高齢者医療制度に関する電話や窓口での問合せ対応、資格等日次処理、還付処理等の資料作成及びデータ入力
国民年金係	国民年金に関する電話や窓口での問合せ対応 新規取得・種別変更や保険料免除申請等の事務やチェック作業等

11. 国保のあゆみ（平成12年以降）

年 月	主 な 事 項
12. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料の賦課額の改定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の187を100分の194に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の14を新設 均等割額 7,200円を新設 限度額 70,000円を新設</p> <p>（3） 基礎賦課総額の新設</p> <p>介護納付金賦課総額の新設</p>
4	<p>医療費改正（医科2.0%、歯科2.0%、調剤0.8%引き上げ）</p> <p>薬価基準7.0%引き下げ</p>
13. 1	<p>法の一部改正（1.1 施行）</p> <p>（1） 高額療養費の自己負担限度額1ヶ月63,600円を次のとおり改定</p> <p>一般世帯 63,600円＋（医療費－318,000円）×0.01</p> <p>上位所得者 121,800円＋（医療費－609,000円）×0.01</p> <p>特別区民税非課税世帯 35,400円のまま据え置き</p> <p>（2） 入院時の食事負担一日760円を一日780円に改定</p> <p>（3） 海外療養費の新設</p> <p>（4） 住所地特例の拡大 長期入院した場合も住所地特例とする</p>
3	<p>条例の一部改正（13.4.1 施行）</p> <p>（1） 運営協議会の会議の公開を規定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 26,100円を27,300円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の14を100分の19に改定 均等割額 7,200円を8,100円に改定</p> <p>（3） 医療分保険料の賦課割合67：33を66：34に改定</p> <p>国民健康保険出産費資金貸付基金条例の制定（13.3.15 施行）</p>
14. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 保険料賦課総額の賦課割合66：34を64：36に改定</p> <p>介護分 均等割額8,100円を7,800円に改定</p>

<p>14.4</p> <p>10</p>	<p>医療費改定 医科 1.3%、歯科 1.3%、調剤 1.3%引き下げ (4.1 改定) 薬価基準 1.4%引き下げ (4.1 改定)</p> <p>法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を3割から2割に引き下げ 老人保健制度の対象年齢が75歳に引き上げられることに伴い、70歳以上の被保険者の一部負担金の割合は、所得に応じて1割又は2割の負担に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <table border="0"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>上位所得者</td> <td>139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01</td> </tr> </table> <p>70歳以上</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>外来 (個人ごと)</td> <td>外来・入院 (世帯単位)</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>40,200円</td> <td>70歳未満一般と同じ</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </table> <p>3 退職被保険者等に係る老人医療拠出金は、退職者医療制度で2分の1から全額負担に改正</p>	一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01	上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)	一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ	一般	12,000円	40,200円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01																			
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01																			
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)																		
一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ																		
一般	12,000円	40,200円																		
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																		
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																		
<p>15.3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 賦課方式の変更 年2回4月、7月に算出していた方法から、6月に当該年度住民税による年1回の算出、賦課方式に変更。</p> <p>2 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の194を100分の204に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>27,300円を29,400円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分19を100分の23に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>7,800円を9,000円に改定</td> </tr> </table> <p>法施行規則の一部改正 被保険者証を一人1枚のカード様式に変更 (4.1の更新時より)</p> <p>法の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 退職被保険者等の一部負担割合の変更</p> <table border="0"> <tr> <td>退職被保険者本人</td> <td>外来 2割</td> <td>入院 2割</td> <td rowspan="2">} を全て3割に引き上げ</td> </tr> <tr> <td>退職被保険者の被扶養者</td> <td>外来 3割</td> <td>入院 2割</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100分の194を100分の204に改定		均等割額	27,300円を29,400円に改定	介護分	所得割料率	100分19を100分の23に改定		均等割額	7,800円を9,000円に改定	退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ	退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割
医療分	所得割料率	100分の194を100分の204に改定																		
	均等割額	27,300円を29,400円に改定																		
介護分	所得割料率	100分19を100分の23に改定																		
	均等割額	7,800円を9,000円に改定																		
退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ																	
退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割																		

15. 6	<p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <p>一般世帯 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 0.01</p> <p>上位所得者 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 0.01</p> <p>3 保険料徴収事務を私人(コンビニエンスストア等)に委託できるように改正</p> <p>全国で初めてコンビニエンスストアでの国民健康保険料の納付を開始</p>
16. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の204を100分の208に改定</p> <p>均等割額 29,400円を30,200円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の23から100分の25に改定</p> <p>均等割額 9,000円から10,800円に改定</p> <p>4 医療費改定 薬価基準 1.0%引き下げ(4.1 改定)</p>
17. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 30,200円を32,100円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の25から100分の32に改定</p> <p>均等割額 10,800円から12,000円に改定</p> <p>4 法の一部改正(4.1 施行)</p> <p>市区町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入</p> <p>5 画像レセプト情報管理システムの導入</p> <p>資格・内容点検、過誤・再審査申出等の給付事務を効率的に行うため、画像レセプト情報管理システムを導入した。</p>
18. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の208を100分の182に改定</p> <p>均等割額 32,100円を33,300円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の32から100分の36に改定</p>

<p>18. 4</p>	<p>医療費改定 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.6%引き下げ (4.1 改定) 薬価基準 1.8%引き下げ (4.1 改定) 精神医療給付金の対象者と給付額の改定 入院時食事療養費の標準負担額が、1日 780 円から 1食 260 円に改定</p> <p>6 健康保険法等の一部を改正する法律 (医療制度改革法案) の成立</p> <p>10 法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 70 歳以上の被保険者の一部負担金の割合を所得に応じて 2 割から 3 割に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>70 歳未満</p> <p>一般世帯 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 上位所得者 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01</p> <p>70 歳以上 外来 外来・入院 (世帯単位)</p> <p>一定以上所得者 44,400 円 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 一般世帯 変更なし 44,400 円</p> <p>3 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費と入院時生活療養費を新設</p> <p>4 人工透析を必要とする 70 歳未満の上位所得者の自己負担限度額を 10,000 円から 20,000 円に改定</p>
<p>19. 3</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 182 を 100 分の 124 に改定 均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 36 を 100 分の 20 に改定 限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>地方税法の改正による税率変更の影響を緩和するため、課税総所得金額 700 万円以下の場合は、課税総所得金額の 2.5% (上限 5 万円) を住民税所得割額から控除し、保険料を算定する措置を設けた。</p> <p>4 法施行規則の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>70 歳未満の被保険者の入院時に係る高額療養費の現物給付制度を導入。 出産育児一時金の受取代理の実施 被保険者の出産に伴う一時的な費用負担を軽減する制度として、出産育児一時金受取代理制度を導入。</p>

20. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 124 を 100 分の 90 に改定 均等割額 35,100 円を 28,800 円に改定 限度額 530,000 円を 470,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <p>所得割料率 100 分の 27 とする。 均等割額 8,100 円とする。 限度額 120,000 円とする。</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 20 を 100 分の 18 に改定 均等割額 12,000 円を 11,100 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>平成 19 年度に引き続き、緩和措置を実施。</p> <p>3 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定同一世帯所属者に係る保険料の減額 ・ 旧健康保険被扶養者に係る保険料の減免
4	<p>後期高齢者医療制度の創設</p> <p>75 歳以上の被保険者（寝たきりなどの障害がある 65 歳以上で認定を受けた者）は、国民健康保険適用の対象外となる。</p> <p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>一部負担金の割合の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 歳未満の負担割合「2 割」の対象を義務教育就学前（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）に拡大。 ・ 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた割合を「1 割」から「2 割」に改正。（ただし、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの一年間、負担割合を 1 割に凍結。自己負担限度額も同様に据え置く。） ・ 入院時生活療養費の適用を 70 歳から 65 歳に改正 ・ 高額医療・高額介護合算制度の新設 ・ 退職者医療制度の廃止 <p>経過措置として、平成 26 年度中までは新規適用を行い、平成 27 年度以降は、退職被保険者全員が 65 歳到達等で一般被保険者となるまで制度を存続する。</p> <p>医療費改定 医科 0.42% 歯科 0.42% 調剤 0.17% 引き上げ（4.1 改定） 薬価基準 1.1% 引き下げ（4.1 改定）</p>
6	<p>特定健康診査の健診開始（40 歳から 74 歳までの被保険者対象）</p>

20. 10	<p>滞納者への納付勧奨を電話で行う「納付センター」を開設 (同時に滞納整理システム稼働)</p> <p>特定保健指導開始(特定健康診査の結果、国が定めた基準により、メタボリックシンドロームが強く疑われる方と予備群の方が対象)</p>																		
21. 1	<p>「産科医療補償制度」開始に伴い、出産育児一時金を350,000円から380,000円に改定 法施行令等の一部改正(1.1 施行)</p> <p>75歳到達により後期高齢者医療制度に移行した被保険者等の自己負担限度額を移行月(1日除く)のみ1/2に改正</p> <p>3 条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" data-bbox="491 815 1233 898"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の90を100分の68に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>28,800円を27,600円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <table border="0" data-bbox="632 958 1233 1041"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の27を100分の26に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,100円を9,600円に改定</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="491 1055 1233 1137"> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の18を100分の12に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>90,000円を100,000円に改定</td> </tr> </table> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成20年度1割に凍結したが、さらに平成22年3月までの1年間継続</p> <p>10 出産育児一時金</p> <p>妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするための緊急の少子化対策として、出産育児一時金を380,000円から420,000円に改定するとともに、医療機関等への直接支払制度を開始</p> <p>国民健康保険料の年金からの引き落とし(特別徴収)を開始。国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住民税を合わせたオンライン画面を作成し、問い合わせにワンストップで対応</p>	医療分	所得割料率	100分の90を100分の68に改定		均等割額	28,800円を27,600円に改定		所得割料率	100分の27を100分の26に改定		均等割額	8,100円を9,600円に改定	介護分	所得割料率	100分の18を100分の12に改定		限度額	90,000円を100,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の90を100分の68に改定																	
	均等割額	28,800円を27,600円に改定																	
	所得割料率	100分の27を100分の26に改定																	
	均等割額	8,100円を9,600円に改定																	
介護分	所得割料率	100分の18を100分の12に改定																	
	限度額	90,000円を100,000円に改定																	
22. 1	<p>税申告の保険料控除記載時などの参考資料として、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の年内納付額を記載した通知を送付</p>																		

22. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 68 を 100 分の 80 に改定 均等割額 27,600 円を 31,200 円に改定 限度額 470,000 円を 500,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 26 を 100 分の 23 に改定 均等割額 9,600 円を 8,700 円に改定 限度額 120,000 円を 130,000 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 12 を 100 分の 16 に改定 均等割額 11,100 円を 12,000 円に改定</p> <p>2 保険料減額 応益割合にかかわらず、7 割、5 割、2 割減額を一律導入</p> <p>3 旧健康保険被扶養者に係る保険料の条例減免を継続 旧健康保険被扶養者に係る 2 年間の経過措置である保険料減免の取り扱いを平成 25 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続 平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 21 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 23 年 3 月までの 1 年間継続 医療費改定 医科 1.74% 歯科 2.09% 調剤 0.52%引き上げ 薬価基準 1.36%引き下げ</p> <p>6 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置 非自発的失業者が、失業時からその翌年度までの間、前年度の給与所得を 30/100 として保険料を計算する軽減措置の受付を開始。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得 30/100 として計算</p>
-------	--

<p>23. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料賦課方式の変更と保険料軽減の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更 ・賦課方式変更に伴い、保険料負担の増加する階層が生じることから、平成23年度と平成24年度の2年間、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の1.5倍を超える場合を対象に、3段階の区分で保険料を軽減する経過措置を設ける <p>2 保険料の改定</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">医療分</td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の80を100分の6.13に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>500,000円を510,000円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の23を100分の1.96に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>130,000円を140,000円に改定</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">介護分</td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の16を100分の0.98に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>12,000円を13,200円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>100,000円を120,000円に改定</td> </tr> </table> <p>出産育児一時金の支給額</p> <p>平成23年4月以降も現行の42万円を維持する。小規模な診療所・助産所等を対象に従来の受取代理制度を復活</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成24年3月までの1年間継続</p>	医療分	所得割料率	100分の80を100分の6.13に改定		限度額	500,000円を510,000円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の23を100分の1.96に改定		限度額	130,000円を140,000円に改定	介護分	所得割料率	100分の16を100分の0.98に改定		均等割額	12,000円を13,200円に改定		限度額	100,000円を120,000円に改定						
医療分	所得割料率	100分の80を100分の6.13に改定																													
	限度額	500,000円を510,000円に改定																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の23を100分の1.96に改定																													
	限度額	130,000円を140,000円に改定																													
介護分	所得割料率	100分の16を100分の0.98に改定																													
	均等割額	12,000円を13,200円に改定																													
	限度額	100,000円を120,000円に改定																													
<p>24. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">医療分</td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の6.13を100分の6.28に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>31,200円を30,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>510,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の1.96を100分の2.23に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>8,700円を10,200円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>140,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">介護分</td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の0.98を100分の1.38に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>13,200円を14,100円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>100,000円を120,000円に改定</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100分の6.13を100分の6.28に改定		均等割額	31,200円を30,000円に改定		限度額	510,000円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の1.96を100分の2.23に改定		均等割額	8,700円を10,200円に改定		限度額	140,000円で前年度と同	介護分	所得割料率	100分の0.98を100分の1.38に改定		均等割額	13,200円を14,100円に改定		限度額	100,000円を120,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の6.13を100分の6.28に改定																													
	均等割額	31,200円を30,000円に改定																													
	限度額	510,000円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の1.96を100分の2.23に改定																													
	均等割額	8,700円を10,200円に改定																													
	限度額	140,000円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100分の0.98を100分の1.38に改定																													
	均等割額	13,200円を14,100円に改定																													
	限度額	100,000円を120,000円に改定																													

24. 4	<p>2 保険料軽減の経過措置 前年度の賦課方式変更に伴い、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の1.5倍を超える場合を対象に、3段階の区分で保険料を軽減する経過措置を前年度に引続き設ける</p> <p>法施行規則の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 高額療養費の現物給付制度について、従前からの入院に加え外来を対象とする。</p> <p>2 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続 平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成25年3月までの1年間継続</p> <p>3 医療費改定 医科1.55% 歯科1.7% 調剤0.46%引き上げ（4.1改定） 薬価基準1.38%引き下げ（4.1改定）</p>																														
25. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" data-bbox="491 992 1278 1458"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の6.28を100分の6.02に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>30,000円を30,600円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.23を100分の2.34に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,200円を10,800円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の1.38を100分の1.64に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>14,100円を15,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 住民税非課税者の保険料軽減措置 平成23年度の賦課方式変更に伴う経過措置は終了とする。新たに「住民税非課税者」を対象に25年度、26年度の2年間、減額措置を実施する。</p> <p>3 国保から後期高齢者医療制度に移行した方のいる世帯の保険料軽減特例措置 移行して5年以内の方を対象としていたものを、移行した全ての方を対象とするよう改定する。</p> <p>高額療養費資金及び出産費資金貸付基金の見直し 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金と統合し、かつ基金額を1千万円とした。介護貸付基金は廃止する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定		均等割額	30,000円を30,600円に改定		限度額	510,000円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定		均等割額	10,200円を10,800円に改定		限度額	140,000円で前年度と同	介護分	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定		均等割額	14,100円を15,000円に改定		限度額	120,000円で前年度と同
医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定																													
	均等割額	30,000円を30,600円に改定																													
	限度額	510,000円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定																													
	均等割額	10,200円を10,800円に改定																													
	限度額	140,000円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定																													
	均等割額	14,100円を15,000円に改定																													
	限度額	120,000円で前年度と同																													

<p>25. 4</p> <p>10</p>	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成26年3月までの1年間継続</p> <p>ジェネリック差額通知実施（25.7月調剤分）</p>
<p>26. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の6.02を100分の6.30に改定 均等割額 30,600円を32,400円に改定 限度額 510,000円で前年度と同</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100分の2.34を100分の2.17に改定 均等割額 10,800円で前年度と同 限度額 140,000円を160,000円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.64を100分の1.56に改定 均等割額 15,000円を15,300円に改定 限度額 120,000円を140,000円に改定</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大 5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 住民税非課税者の保険料軽減措置 25年度に引き続き26年度まで、「住民税非課税者」を対象に減額措置を実施する。</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合の見直し 平成26年4月1日以降に70歳になる被保険者から、一部負担金の所得に応じた負担割合を2割または3割とする。ただし、それ以前に70歳になった被保険者で2割と判定された方は、1割のまま継続される。</p> <p>医療費改定（4.1 改定） 医科0.82% 歯科0.99% 調剤0.22%引き上げ 薬価基準0.63%引き下げ（4.1 改定）</p>

27. 1	<p>法施行令の一部改正（1.1 施行）</p> <p>① 70 歳未満の高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>旧ただし書き所得 901 万円超 $252,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 0.01$</p> <p>旧ただし書き所得 600 万円～901 万円以下 $167,400 \text{ 円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 0.01$</p> <p>旧ただし書き所得 210 万円～600 万円以下 $80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01$</p> <p>旧ただし書き所得 210 万円以下 57,600 円</p> <p>② 70 歳未満の高額介護合算療養費の自己負担限度額を改正</p> <table border="0"> <tr> <td>旧ただし書き所得 901 万円超</td> <td>2,120,000 円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 600 万円～901 万円以下</td> <td>1,410,000 円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 210 万円～600 万円以下</td> <td>670,000 円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 210 万円以下</td> <td>600,000 円</td> </tr> </table>	旧ただし書き所得 901 万円超	2,120,000 円	旧ただし書き所得 600 万円～901 万円以下	1,410,000 円	旧ただし書き所得 210 万円～600 万円以下	670,000 円	旧ただし書き所得 210 万円以下	600,000 円																						
旧ただし書き所得 901 万円超	2,120,000 円																														
旧ただし書き所得 600 万円～901 万円以下	1,410,000 円																														
旧ただし書き所得 210 万円～600 万円以下	670,000 円																														
旧ただし書き所得 210 万円以下	600,000 円																														
3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.30 を 100 分の 6.45 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>32,400 円を 33,900 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000 円を 520,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 2.17 を 100 分の 1.98 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円を 170,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.56 を 100 分の 1.45 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,300 円を 14,700 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000 円を 160,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5 割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2 割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 財政運営の都道府県単位化の推進</p> <p>保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同安定化事業を恒久化する。</p>	医療分	所得割料率	100 分の 6.30 を 100 分の 6.45 に改定		均等割額	32,400 円を 33,900 円に改定		限度額	510,000 円を 520,000 円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 2.17 を 100 分の 1.98 に改定		均等割額	10,800 円で前年度と同		限度額	160,000 円を 170,000 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 1.56 を 100 分の 1.45 に改定		均等割額	15,300 円を 14,700 円に改定		限度額	140,000 円を 160,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 6.30 を 100 分の 6.45 に改定																													
	均等割額	32,400 円を 33,900 円に改定																													
	限度額	510,000 円を 520,000 円に改定																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100 分の 2.17 を 100 分の 1.98 に改定																													
	均等割額	10,800 円で前年度と同																													
	限度額	160,000 円を 170,000 円に改定																													
介護分	所得割料率	100 分の 1.56 を 100 分の 1.45 に改定																													
	均等割額	15,300 円を 14,700 円に改定																													
	限度額	140,000 円を 160,000 円に改定																													

<p>28. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>33,900 円を 35,400 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>520,000 円を 540,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>170,000 円を 190,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>14,700 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 保険料の減免の申請期限</p> <p>普通徴収の者は納期限前 7 日まで、特別徴収の者は特別徴収対象年金給付の直近の支払日 7 日前までを納期限とする。</p> <p>杉並区国民健康保険データヘルス計画(平成 27～29 年度)の策定</p> <p>4 法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>入院時食事療養標準負担額の変更</p> <p>70 歳未満は 1 食 260 円を 360 円に引き上げ。住民税非課税世帯は、現行どおり。</p> <p>診療報酬改正（4.1 改正）</p> <p>内科 0.56%、歯科 0.61%、調剤 0.17%引き上げ</p> <p>薬価 1.22%引き下げ</p>	医療分	所得割料率	100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定		均等割額	33,900 円を 35,400 円に改定		限度額	520,000 円を 540,000 円に改定		所得割料率	100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定		均等割額	10,800 円で前年度と同		限度額	170,000 円を 190,000 円に改定		所得割料率	100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定		均等割額	14,700 円で前年度と同		限度額	160,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率	100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定																										
	均等割額	33,900 円を 35,400 円に改定																										
	限度額	520,000 円を 540,000 円に改定																										
	所得割料率	100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定																										
	均等割額	10,800 円で前年度と同																										
	限度額	170,000 円を 190,000 円に改定																										
	所得割料率	100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定																										
	均等割額	14,700 円で前年度と同																										
	限度額	160,000 円で前年度と同																										
<p>29. 1</p>	<p>国保年金課業務の外部委託開始</p> <p>国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>3 条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>35,400 円を 38,400 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>540,000 円で前年度と同</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定		均等割額	35,400 円を 38,400 円に改定		限度額	540,000 円で前年度と同																		
医療分	所得割料率	100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定																										
	均等割額	35,400 円を 38,400 円に改定																										
	限度額	540,000 円で前年度と同																										

29. 8	<p>後期高齢者支援金分</p> <p>所得割料率 100分の2.02を100分の1.96に改定</p> <p>均等割額 10,800円を11,100円に改定</p> <p>限度額 190,000円で前年度と同</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.41を100分の1.48に改定</p> <p>均等割額 14,700円を15,600円に改定</p> <p>限度額 160,000円で前年度と同</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>法施行令の一部改正（8.1施行）</p> <p>高額療養費の自己負担限度額について、70歳以上の課税世帯を段階的に引き上げる。</p>
30. 1 3	<p>国保年金課業務の外部委託を課全体として開始</p> <p>29.1～ 国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>30.1～ 国保給付係、高齢者医療係、国民年金係の業務の一部</p> <p>条例の一部改正（4.1施行）</p> <p>1 「国民健康保険運営協議会」を「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。</p> <p>2 保険料の賦課総額について、国民健康保険事業費納付金をもとに算定する規定に改める。</p> <p>3 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の7.47を100分の7.32に改定</p> <p>均等割額 38,400円を39,000円に改定</p> <p>限度額 540,000円を580,000円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分</p> <p>所得割料率 100分の1.96を100分の2.22に改定</p> <p>均等割額 11,100円を12,000円に改定</p> <p>限度額 190,000円で前年度と同</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.48を100分の1.78に改定</p> <p>均等割額 15,600円で前年度と同</p> <p>限度額 160,000円で前年度と同</p> <p>4 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p>

30. 4	国民健康保険制度改革（4.1 施行） 財政運営の都道府県単位化等により財政基盤の安定化を推進
31. 3	条例の一部改正（4.1 施行） 1 保険料の改定 医療分 所得割料率 100 分の 7.32 を 100 分の 7.25 に改定 均等割額 39,000 円を 39,900 円に改定 限度額 580,000 円を 610,000 円に改定 後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.22 を 100 分の 2.24 に改定 均等割額 12,000 円を 12,300 円に改定 限度額 190,000 円で前年度と同 介護分 所得割料率 100 分の 1.78 で前年度と同 均等割額 15,600 円で前年度と同 限度額 160,000 円で前年度と同 2 保険料均等割軽減の拡大 7 割軽減対象世帯、5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。
令和 2. 3	条例の一部改正（4.1 施行） 1 保険料の改定 医療分 所得割料率 100 分の 7.25 を 100 分の 7.14 に改定 均等割額 39,900 円で前年度と同 限度額 610,000 円を 630,000 円に改定 後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.24 を 100 分の 2.29 に改定 均等割額 12,300 円を 12,900 円に改定 限度額 190,000 円で前年度と同 介護分 所得割料率 100 分の 1.78 を 100 分の 2.09 に改定 均等割額 15,600 円で前年度と同 限度額 160,000 円を 170,000 円に改定 2 保険料均等割軽減の拡大 7 割軽減対象世帯、5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。

	<p>3 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を新設</p> <p>令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給するため、条例施行規則の一部改正とあわせて4月1日に施行。</p>																														
令和 2. 6	<p>条例の一部改正 (6.17 施行)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和元年度分及び令和2年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>																														
令和 3. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の7.14を100分の7.13に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>39,900円を38,800円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>630,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.29を100分の2.41に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,900円を13,200円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>190,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.09を100分の2.20に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,600円を17,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>170,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き下げ及び引き上げを行う。</p>	医療分	所得割料率	100分の7.14を100分の7.13に改定		均等割額	39,900円を38,800円に改定		限度額	630,000円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.29を100分の2.41に改定		均等割額	12,900円を13,200円に改定		限度額	190,000円で前年度と同	介護分	所得割料率	100分の2.09を100分の2.20に改定		均等割額	15,600円を17,000円に改定		限度額	170,000円で前年度と同
医療分	所得割料率	100分の7.14を100分の7.13に改定																													
	均等割額	39,900円を38,800円に改定																													
	限度額	630,000円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の2.29を100分の2.41に改定																													
	均等割額	12,900円を13,200円に改定																													
	限度額	190,000円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100分の2.09を100分の2.20に改定																													
	均等割額	15,600円を17,000円に改定																													
	限度額	170,000円で前年度と同																													
令和 3. 5	<p>条例の一部改正 (5.19 施行)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度分保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和3年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>																														

令和 4. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 7.13 を 100 分の 7.16 に改定 均等割額 38,800 円を 42,100 円に改定 限度額 630,000 円を 650,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.41 を 100 分の 2.28 に改定 均等割額 13,200 円で前年度と同 限度額 190,000 円を 200,000 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 2.20 で前年度と同 均等割額 17,000 円を 16,600 円に改定 限度額 170,000 円で前年度と同</p> <p>2 未就学児の被保険者均等割額の軽減（追加） 世帯に未就学児である被保険者がある場合に、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額のうち、未就学児である被保険者につき算定した被保険者均等割額を減額することに伴う規定の追加。</p> <p>3 結核医療給付金の支給対象者に係る規定の改定 民法が改正され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に改められたことに伴い、結核医療給付金の支給対象者に係る規定を改めた。</p>
令和 4. 4	<p>条例の一部改正（4.21 施行）</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和 4 年度分保険料の減免の特例について 新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和 4 年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>
令和 5. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 7.16 を 100 分の 7.17 に改定 均等割額 42,100 円を 45,000 円に改定 限度額 650,000 円で前年度と同</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.28 を 100 分の 2.42 に改定 均等割額 13,200 円を 15,100 円に改定 限度額 200,000 円を 220,000 円に改定</p>

	<p>介護分 所得割料率 100 分の 2.20 で前年度と同 均等割額 16,600 円を 16,200 円に改定 限度額 170,000 円で前年度と同</p> <p>2 出産育児一時金 出産育児一時金を 420,000 円から 500,000 円に改定</p>
--	--

令和4年度事業年報

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

事業開始年月日	昭和30年4月1日
---------	-----------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数		84,310				
被 保 険 者 数	総数	109,644	2,244	32,061	15,785	3,356
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	109,644	2,244	32,061	15,785	3,356

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数		85,922				
被 保 険 者 数	総数	112,477	2,124	33,780	16,847	3,535
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	112,477	2,124	33,780	16,847	3,535

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	40,652	41,771
介護保険第2号世帯数	36,176	37,159
	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,984
	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	98

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		12,263	7,410	16,353	127	321	10	740	29,814
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		9,569	4,430	15,393	457	618	5,206	2,068	33,311

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	41	1	42		1	0

備 考		作成者 氏 名	
--------	--	------------	--

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

収入				支出					
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料 △税 ▽	一般被 保険 者分	医療給付費分	10,469,535,232		保 険 給 付 費	総務費	1,038,405,415		
		後期高齢者支援金分	3,246,164,311	3,246,164,311		療養給付費	26,850,866,037		
		介護納付金分	1,449,947,133			療養費	371,164,267		
		一般被保険者分計	15,165,646,676	3,246,164,311		小計	27,222,030,304		
	退職被 保険 者分	医療給付費分	115,244		高額療養費	3,664,623,159			
		後期高齢者支援金分	31,798	31,798	高額介護合算療養費	7,332,324			
		介護納付金分	26,896		移送費	0			
		退職被保険者等分計	173,938	31,798	出産育児諸費	119,918,035			
	計	15,165,820,614	3,246,196,109	1,449,974,029	葬祭諸費	34,930,000			
	国庫支出金	195,000			育児諸費	0			
都道府県 支出金 △交付金 ▽	保険給付費等交付金(普通交付金)	31,484,514,244			その他	64,178,277			
	保険者努力支援分	180,890,000			一般被保険者分計	31,113,012,099			
	特別調整交付金分	186,764,000			退職被保険者等分	療養給付費 0			
	都道府県繰入金(2号分)	147,788,000			療養費	0			
	特定健康診査等負担金	121,712,000			小計	0			
	保険給付費等交付金 (特別交付金)計	637,154,000			高額療養費	0			
	財政安定化基金交付金	0			高額介護合算療養費	0			
	その他	0			移送費	0			
	計	32,121,668,244			退職被保険者等分計	0			
	連合会支出金	0			審査支払手数料	73,565,993			
一般会 計繰入 金	保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	1,615,638,260	347,922,960	158,051,920	計	31,186,578,092			
	保険基盤安定(保険者支援分)	1,066,504,273	232,401,013	95,950,857	事業費 国民健康 保険	医療給付費分			
	未就学児均等割保険料(税)	44,673,206	10,663,455			一般被保険者分	13,011,940,175		
	職員給与等	1,038,406,312				退職被保険者等分	810,520		
	出産育児一時金等	79,945,357				医療給付費分計	13,012,750,695		
	財政安定化支援事業	0				一般被保険者分	4,013,616,269	4,013,616,269	
	その他	678,116,331				退職被保険者等分	360,231	360,231	
計	4,523,283,739	590,987,428	254,002,777	後期高齢者支援金等分計		4,013,976,500	4,013,976,500		
直診勘定繰入金	0			介護納付金分	1,883,145,723		1,883,145,723		
その他の収入	80,379,380			計	18,909,872,918	4,013,976,500	1,883,145,723		
小計(単年度収入) A	51,891,346,977	3,837,183,537	1,703,976,806	財政安定化基金拠出金	0				
				保健事業費	55,639,914				
				特定健康診査等事業費	438,455,539				
				健康管理センター事業費	0				
				計	494,095,453				
				保険給付費等交付金償還金	469,489,155				
				直診勘定繰出金	0				
				その他の支出	101,131,003	0	0		
				小計(単年度支出) B	52,199,572,036	4,013,976,500	1,883,145,723		
				単年度収支差(A-B)	-308,225,059	-176,792,963	-179,168,917		
基金繰入金 C	0			基金積立金 F	0				
繰越金 D	1,200,791,038			前年度繰上充用金 G	0				
市町村債 E	0			公債費 H	0				
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0				
収入合計(A+C+D+E)	53,092,138,015			支出合計(B+F+G+H)	52,199,572,036				
				収支差引残(収入合計-支出合計)	892,565,979				
				うち次年度への繰越金 I	892,565,979				
				うち基金積立金 J	0				

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額(K-C+F+J+L-M)	0		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	金額(円)		科 目	金額(円)	
基金保有額 a	0		繰上充用金(当年度赤字額) e	0	
次年度への繰越金 b	892,565,979		市町村債残高 f	0	
貸付金等 c	0		うち財政安定化基金貸付金残高	0	
その他の資産 d	0		その他の負債 g	0	
資産合計(a+b+c+d)	892,565,979		負債合計(e+f+g)	0	
			純資産(資産合計-負債合計)	892,565,979	

備考	作成者氏名
----	-------

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	16,061,785,789	14,404,100,754	45,613,498	7,289,214	1,650,395,821	39,294,250
	滞納繰越分	2,272,537,946	713,083,368	2,849,056	957,531,531	601,923,047	40,551,901
	計	18,334,323,735	15,117,184,122	48,462,554	964,820,745	2,252,318,868	79,846,151

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分 V	療養給付費	計	26,781,779,474	26,850,866,037	59,386,712	9,699,851	0
		現年度分 (再掲)	26,781,779,474	26,850,866,037	59,386,712	9,699,851	0
	療養費	計	370,265,178	371,164,267	935,493	-36,404	0
		現年度分 (再掲)	370,265,178	371,164,267	935,493	-36,404	0
	高額療養費		3,650,779,343	3,664,623,159	12,428,744	1,415,072	0
	高額介護合算療養費		7,332,324	7,332,324	0	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		217,105,546	219,026,312	2,219,535	290,166	588,935

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.54	0.00	44,460	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.54	0.00	14,519	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.57	0.00	18,680	0

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
89.90%	31.95%	82.81%
備考		
	作成者	氏名

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 15,716,896	千円 1,109,663	千円 34,010	千円 53,319	千円 5,551	千円 3,166,544	1増・②減	千円 300,605	千円 11,047,204	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 10,890,678	千円 0	千円 4,826,218	千円 0	% 7.16	% 0.00	円 42,100	円 0		
69.29%	0.00%	30.71%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							
千円 152,104,448	千円 0	87,037	36,717	2,358	559	313	3,154	114,637	千円 650
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料(税)		(1)	(2)	③	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 4,981,189	千円 347,923	千円 10,663	千円 16,886	千円 1,778	千円 1,029,584	1増②減	千円 91,140	千円 3,483,215		
保険料(税)算定額内訳					料(税)率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 3,467,981	千円 0	千円 1,513,208	千円 0	% 2.28	% 0.00	円 13,200	円 0			
69.62%	0.00%	30.38%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数								千円 200
千円 152,104,448	千円 0	87,037	36,717	2,358	559	313	3,331	114,637		
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 2,287,039	千円 158,052	千円 0	千円 9,272	千円 328	千円 559,475	1増・②減	千円 28,546	千円 1,531,366	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,579,381	千円 0	千円 707,658	千円 0	% 2.20	% 0.00	円 16,600	円 0		
69.06%	0.00%	30.94%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							千円 170
千円 71,790,043	千円 0	37,872	14,908	0	311	27	2,117	42,630	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況
(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,765,655	36,818,789,225	26,781,728,174	8,738,537,526	1,298,523,525
食事療養・生活療養（再掲）	17,092	436,167,612	218,622,764	207,574,113	9,970,735
食事療養・生活療養	14		51,300	-51,300	0
療養費等					
診療費	1,963	36,356,905	25,985,971	10,370,934	0
補装具	990	38,679,223	28,423,979	9,295,509	959,735
柔道整復師	47,846	339,963,428	244,646,970	92,146,816	3,169,642
アンマ・マッサージ	1,845	63,935,890	47,112,387	16,823,503	0
ハリ・キュウ	2,428	28,954,470	20,894,580	8,059,890	0
その他	3	4,569,079	3,201,291	1,367,788	0
小計	55,075	512,458,995	370,265,178	138,064,440	4,129,377
海外療養費（再掲）	87	2,996,110	2,115,838	880,272	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,820,744	37,331,248,220	27,152,044,652	8,876,550,666	1,302,652,902

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	839,596	19,065,629,070	14,338,884,301	4,437,145,906	289,598,863
食事療養・生活療養（再掲）	9,223	219,242,930	103,888,821	111,473,309	3,880,800
食事療養・生活療養	1		1,350	-1,350	0
療養費等					
療養費	19,816	201,514,878	152,060,724	49,454,154	0
海外療養費（再掲）	13	549,290	412,499	136,791	0
移送費	0	0	0	0	0
計	859,413	19,267,143,948	14,490,946,375	4,486,598,710	289,598,863

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	443,602	10,554,526,013	8,404,240,639	2,039,929,043	110,356,331
食事療養・生活療養（再掲）	5,229	127,133,073	62,540,612	62,284,231	2,308,230
食事療養・生活療養	1		1,350	-1,350	0
療養費等					
療養費	10,365	108,683,549	87,079,952	21,603,597	0
海外療養費（再掲）	7	343,709	268,633	75,076	0
移送費	0	0	0	0	0
計	453,968	10,663,209,562	8,491,321,941	2,061,531,290	110,356,331

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	95,186	2,046,864,132	1,425,384,226	594,341,502	27,138,404
食事療養・生活療養（再掲）	940	18,509,562	5,536,152	12,561,870	411,540
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	2,064	21,227,042	14,858,682	6,368,360	0
海外療養費（再掲）	2	78,100	54,670	23,430	0
移送費	0	0	0	0	0
計	97,250	2,068,091,174	1,440,242,908	600,709,862	27,138,404

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	36,938	528,657,325	421,588,883	27,723,346	79,345,096
食事療養（再掲）	302	2,953,025	1,025,445	1,532,260	395,320
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	160	2,733,470	2,184,237	287,795	261,438
海外療養費（再掲）	4	35,937	28,748	7,189	0
移送費	0	0	0	0	0
計	37,098	531,390,795	423,773,120	28,011,141	79,606,534

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	3,035	26,626	3,675	7,068	5,786	9,741	9,037	64,968	29,781
	高額療養費(円)	104,765,377	292,266,842	384,481,356	481,623,878	832,847,216	347,449,305	1,207,345,369	3,650,779,343	3,131,888,272
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	1,875	24,595	1,507	4,417	3,570	7,484	4,899	48,347	
	高額療養費(円)	53,837,985	229,500,987	164,696,745	212,513,446	482,559,518	241,832,525	577,236,153	1,962,177,359	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	765	22,144	290	1,664	2,112	6,812	3,409	37,196	
	高額療養費(円)	9,565,658	158,046,451	31,026,696	94,800,038	228,184,982	204,023,834	300,022,606	1,025,670,265	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	448	14	197	149	229	84	302	1,423	
	高額療養費(円)	18,727,400	21,736,926	27,841,900	14,089,614	43,776,215	6,637,593	50,363,558	183,173,206	
(再掲) 未就学児分	件 数	0	33	0	0	51	84	70	238	
	高額療養費(円)	0	1,033,968	0	0	8,088,334	1,214,957	14,500,716	24,837,975	
長期高額特定疾病該当者数								308 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	244
給付額 (円)	7,332,324

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	281	499	428	0	41,401	42,609
給付額 (円)	118,020,000	34,930,000	15,222,179	0	48,830,797	217,002,976

備 考		作成者 氏 名	
--------	--	------------	--

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 - 0 : 1 : 5

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	17,896 ^件	251,103 ^日	11,734,487,672 ^円
	入院外	884,302	1,321,586	14,250,665,394
	歯科	239,420	390,597	3,046,377,010
	小計	1,141,618	1,963,286	29,031,530,076
調剤		614,862	(716,744 枚)	6,705,326,837
食事療養・生活療養		(17,092)	(659,639 回)	436,167,612
訪問看護		9,175	62,306	645,764,700
合計		1,765,655	2,025,592	36,818,789,225

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	9,588 ^件	126,761 ^日	6,742,535,832 ^円
	入院外	424,738	662,874	7,271,985,612
	歯科	105,166	172,940	1,322,731,010
	小計	539,492	962,575	15,337,252,454
調剤		297,478	(344,926 枚)	3,299,141,706
食事療養・生活療養		(9,223)	(327,899 回)	219,242,930
訪問看護		2,626	19,704	209,991,980
合計		839,596	982,279	19,065,629,070

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,419 ^件	72,826 ^日	3,816,530,032 ^円
	入院外	224,251	354,962	4,037,255,932
	歯科	53,498	88,347	677,224,630
	小計	283,168	516,135	8,531,010,594
調剤		159,111	(185,590 枚)	1,785,038,736
食事療養・生活療養		(5,229)	(189,244 回)	127,133,073
訪問看護		1,323	10,293	111,343,610
合計		443,602	526,428	10,554,526,013

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	979 ^件	11,492 ^日	672,563,940 ^円
	入院外	48,578	73,454	813,284,060
	歯科	12,006	19,614	147,191,880
	小計	61,563	104,560	1,633,039,880
調剤		33,406	(38,627 枚)	378,534,830
食事療養・生活療養		(940)	(27,911 回)	18,509,562
訪問看護		217	1,585	16,779,860
合計		95,186	106,145	2,046,864,132

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	384 ^件	2,641 ^日	220,644,970 ^円
	入院外	19,349	27,411	204,434,940
	歯科	2,792	3,351	28,525,290
	小計	22,525	33,403	453,605,200
調剤		14,304	(17,821 枚)	64,618,560
食事療養		(302)	(4,573 回)	2,953,025
訪問看護		109	590	7,480,540
合計		36,938	33,993	528,657,325

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料 (税) 医療給付費分	115,244	医 療 給 付 費	療養給付費 0
保険給付費等交付金 (普通交付金)	8,491		療養費 0
その他の収入	8,120		小 計 0
合 計	131,855		高額療養費 0
			高額介護合算療養費 0
			移 送 費 0
			計 0
		国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分)	810,520
		その他の支出	5,106
		前年度繰上充用金	0
		合 計	815,626

2. 保険料 (税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額 (別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	0	0	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	81,800,700	173,938	0	270,370	81,356,392	0
計	81,800,700	173,938	0	270,370	81,356,392	0

3. 医療給付支払状況

		支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
療養給付費	計	-6,335	0	6,335	0	0
	現年度分 (再掲)	-6,335	0	6,335	0	0
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		-1,785	0	1,785	0	0
高 額 介 護 合 算 療 養 費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計			
		0.00%	0.21%	0.21%		
備 考					作 成 者 氏 名	

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割		0	0	0	0	0	0
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者	
		氏名	

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者	
		氏名	

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	-2	-9,050	-6,335	-2,715	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費等					
診療費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	-2	-9,050	-6,335	-2,715	0

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	-2	0	-2	-2
	高額療養費(円)	0	0	0	0	-1,785	0	-1,785	-1,785
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	件 -2	日 -45	円 -9,050	件 0	日 0	円 0
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	-2	-45	-9,050	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0	0	(0 枚)	0
	食事療養	(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	-2	-45	-9,050	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	件 0	日 0	円 0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0
	食事療養	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

すぎなみの国保

令和5年度版

令和5年11月発行

登録印刷物番号

05-0054

編集・発行 杉並区保健福祉部国保年金課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話(03)3312-2111(代表)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

